

令和3年度 第1回 市川市自立支援協議会 次第

1 日時

令和4年2月3日(木) 13時30分から15時40分まで(予定)

2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1・2集会室 オンライン開催

3 議題

	資料	想定時間	ページ
(1) 連絡・報告事項			
① まん延防止等重点措置に係る市の状況について (情報提供)		5分	
② 次期委員の構成について	② 資料	5分	3
③ I♥あいフェスタ2021(障害者週間イベント)に ついて(報告)		5分	
④ フードバンクについて(市川社協より)	④ 資料	5分	4
(2) 各部会・障害者団体連絡会の状況について		45~60 分	
① 相談支援部会	① 開催概要		7
② 生活支援部会	② 開催概要		10
③ 就労支援部会	③ 開催概要		15
④ こども部会	④ 開催概要		16
⑤ 障害者団体連絡会	⑤ 開催概要		19
(3) 地域生活支援拠点等の状況について	① 報告資料	15分	21
(4) 基幹相談支援センター運営協議会の報告について		30分	
① 第1回(8月24日) (令和2年度えくる報告)	① 第1回資料		別冊
② 第2回(10月28日) (相談支援体制の強化について)	② 第2回資料		別冊
③ 第3回(1月17日) (相談支援体制の強化について) (※意見交換しきれなかった場合は次回の自立支援 協議会でも検討)	③ 第3回資料		別冊

市川市自立支援協議会 構成メンバー名簿
(R3.6.1～R4.3.31)

	氏名		所属	分類
1	朝比奈 ミカ	あさひな みか	中核地域生活支援センターがじゅまる	相談支援事業者
2	長坂 昌宗	ながさか よしもと	基幹相談支援センターえくる	相談支援事業者
3	石原 めぐみ	いしはら めぐみ	社会福祉法人サンワーク (サンワーク相談支援事業所)	相談支援事業者
4	石井 仁美	いしい ひとみ	一般財団法人市川市福祉公社 (一般財団法人市川市福祉公社)	相談支援事業者
5	新福 義博	しんぷく よしひろ	特定非営利活動法人寺子屋ミニデイサービスの会 (放課後デイサービス寺子屋)	相談支援事業者
6	圓山 祐生	まるやま ゆうき	社会福祉法人佑啓会 (市川市そよかぜキッズ)	相談支援事業者
7	水野 庸子	みずの ようこ	一般財団法人市川市福祉公社	サービス事業者 (訪問系)
8	森田 美智子	もりた みちこ	社会福祉法人いちばん星	サービス事業者 (日中活動系)
9	岩崎 淳	いわさき じゅん	中核地域生活支援センターがじゅまる (グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者 (居住系)
10	磯部 利江子	いそべ りえこ	社会福祉法人一路会 (かしわい苑)	サービス事業者 (地域生活支援事業)
11	永井 洋至	ながい ようし	アクトレゾナンス合同会社	サービス事業者 (地域生活支援事業)
12	西村 拓士	にしむら たくじ	特定非営利活動法人いちされん (障害者就業・生活支援センターいちされん)	就労支援関係者
13	高柳 ちづる	たかやなぎ ちづる	特定非営利活動法人キルト・ビー (福祉支援の家ビーふらっと)	就労支援関係者
14	飯作 吉民	いいさく よしたみ	障害者団体連絡会 (市川市視覚障害者福祉会)	障がい者団体
15	植野 圭哉	うえの けいや	障害者団体連絡会 (市川市ろう者協会)	障がい者団体
16	木下 静男	きのした しずお	障害者団体連絡会 (市川市オストメイトの会)	障がい者団体
17	田上 昌宏	たがみ まさひろ	障害者団体連絡会 (市川手をつなぐ親の会)	障がい者団体
18	谷藤 利子	たにふじ としこ	障害者団体連絡会 (心の健康を守る会家族会 松の木会)	障がい者団体
19	西口 美恵子	にしぐち みえこ	障害者団体連絡会 (市川市肢体不自由児者父母の会)	障がい者団体
20	山崎 泰介	やまざき たいすけ	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
21	後藤 久子	ごとう ひさこ	市川市民生委員児童委員協議会	権利擁護・地域福祉関係者
22	徳江 美由起	とくえ みゆき	社会福祉法人春濤会 (こども発達支援センターやわた)	障がい児支援関係者
23	川端 佐知子	かわばた さちこ	須和田の丘支援学校 (教諭・特別支援教育コーディネーター)	障がい児支援関係者
24	都筑 恵美子	つづき えみこ	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)	精神保健福祉関係者
25	高木 憲司	たかき けんじ	和洋女子大学家政学部家政福祉学科	学識経験者

次期委員の構成について

今回の自立支援協議会本会の開催のご連絡の際、自立支援協議会の次期委員の構成について、皆様にご意見を伺ったところですが、

これに対し、植野委員から、「可能であれば市川市広域専門指導員も加えたほうがよいかなと思っておりませんが、ご検討いただければ幸いです。」とのご意見をいただきました。

(その他の方からは意見はありませんでした。)

1 「広域専門指導員」とは

- 千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」第 16 条にその規定があり、「地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと」などがその業務となっています。
- 千葉県の Web サイトには、
 - ・「地域相談員」= 身近な相談役として委嘱。県内約 600 名
 - ・「広域専門指導員」= 相談活動を総括。県内 16 名（健康福祉センター所管区域ごとに 1 名ずつ）というような旨が書かれています。
- 市川圏域（市川・浦安）の広域専門指導員は、市川健康福祉センターに配置されています。

2 市川健康福祉センター地域福祉課に確認した内容

- 市川圏域の広域専門指導員は、令和 4 年 3 月末で退職し、交代することになっていて、4 月以降誰になるかは、**まだ決まっていない**、とのことでした。
- 4 月以降、一から業務を教えていかなければならない状況で、コロナ禍ということもあり、仮に自立支援協議会の委員の委嘱を受けるとしたら、ちょっと微妙な状況、ということでした。
- 今回植野委員からいただいたご意見については、有意義なご提案として受け止めており、検討させていただきましたが、現状を鑑みますと、現時点では、
 - ・市川健康福祉センターとしては微妙なところであり、新任の広域専門指導員の方の顔も見えない状況であること、
 - ・障害者の権利擁護、差別解消に関しては、本市には「市川市障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議」があり、差別解消等を図るため運営されていること、また、この会議に広域専門指導員も出席していること、を踏まえて、市川市自立支援協議会の委員構成は**現状を維持する方向**で考えております。
- なお、「市川市障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議」には、広域専門指導員のほか、市多様性社会推進課、福祉部、こども部、保健部や、警察、児童相談所、市川市社会福祉協議会、がじゅまる、市川市自立支援協議会、えくる、市川市障害者団体連絡会からも出席しており、障害者の権利擁護、差別解消に関して、より専門的に検討できる場になっています。

いちかわフードバンク

ご家庭に眠っている食品大募集！

あなたでも簡単にできるボランティア
・・・「もったいない」からはじめよう！！・・・

食品提供のご協力をお願いします。

いただいた食品は、生活に困窮している方や、こども食堂・フードバンクちば等の支援活動団体や福祉関連施設にお配りします。

【寄付いただきたい食品】

- ①お米・麺類等
- ②缶詰・瓶詰等
- ③インスタント・レトルト食品
- ④乾物（のり・豆など）
- ⑤菓子類
- ⑥飲料（ジュース・コーヒー・お茶等）
- ⑦調味料各種、食用油



【注意事項】

- ①賞味期限が明記され、かつ2か月以上あるもの
- ②常温で保存が可能なもの
- ③未開封のもの
- ④破損で中身が出ていないもの
- ⑤お米は前年度産まで
- ⑥アルコール類は受け付けておりません

〈お預かり窓口〉

1. 市川市社会福祉協議会
市川市東大和田 1-2-10
電話：047-320-4001（月～金：8:40～17:40）
2. 市川市社会福祉協議会 行徳ボランティアセンター
市川市末広 1-1-31 行徳公民館内 2階
電話：047-356-0007（月～金：9:00～17:00）

フードバンクとは・・・

まだ食べることができるのに、様々な理由で廃棄されてしまう食品・食材を、企業や家庭などから引き取り、食べ物を必要としている施設や人達へ無償で届ける活動です。

食べられるのに捨てられてしまう食べ物と、食べる物がなくて困っている人達の間での矛盾を改善するために、両者の間の橋渡しをする役割を担います。

実施主体：社会福祉法人 市川市社会福祉協議会（通称：いちかわ社協）

様式第2号の2

「いちかわフードバンク」食品支給申請書（専門機関用）

社会福祉法人市川市社会福祉協議会会長 様

フードバンク食品支給について、次のとおり申請します。

申請日	R 年 月 日	必要期間	日分(14日以内)	
ふりがな			年 齢	歳
氏 名			電 話	
住 所				
家族構成	10歳未満 人 (男 人/女 人)	10歳代 人 (男 人/女 人)	20歳代 人 (男 人/女 人)	30歳代 人 (男 人/女 人)
	40歳代 人 (男 人/女 人)	50歳代 人 (男 人/女 人)	60歳代 人 (男 人/女 人)	70歳代以上 人 (男 人/女 人)
	合計 人 (男 人 / 女 人)		生活保護受給 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
希望する食品			手元にある食品	
ライフラインの状況	電気: <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 滞納	ガス: <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 滞納	水道: <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 滞納	アレルギー <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
お持ちの調理器具	<input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> ガスコンロ <input type="checkbox"/> 炊飯器 <input type="checkbox"/> 電気ポット <input type="checkbox"/> その他 ()			
そ の 他	生理用品の希望 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			

※上記個人情報の提供について本人の同意を得ている ←必ずを記入

以下、専門機関記入欄

提供方法	<input type="checkbox"/> 本専門機関が届ける <input type="checkbox"/> 本専門機関と社協が一緒に届ける <input type="checkbox"/> 社協が届けてほしい <input type="checkbox"/> その他 ()			
配送希望日時	月 日 () <input type="checkbox"/> 10~12時 <input type="checkbox"/> 13~15時 <input type="checkbox"/> 15~17時			
専門機関名	所 属	<input type="checkbox"/> そら <input type="checkbox"/> がじゅまる <input type="checkbox"/> えくる (<input type="checkbox"/> 大洲 <input type="checkbox"/> 行徳) <input type="checkbox"/> 高サポ _____ <input type="checkbox"/> その他 ()		
	担当者		連絡先	
利用者状況	※フードバンク申請の経緯がわかる記録があれば別紙添付で可			

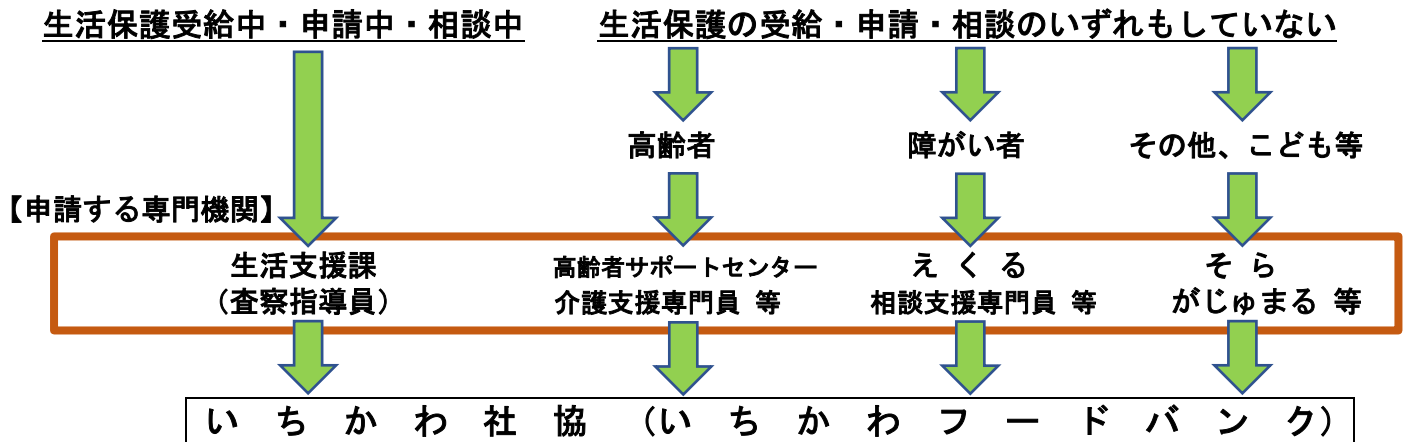
送信先: いちかわ社協 貸付担当 FAX: 047-376-8555 E-mail: kashitsuke@fukusi.jp

※送信後必ず TEL(047-711-1413)してください

社協担当者	台帳 No.
-------	--------

生活困窮者支援に関わる専門機関から「いちかわフードバンク」への食品支給申請方法について

1. 食品提供が必要な方（生活困窮者）からの相談・申請までの流れを確認する。



2. 上記1の【申請する専門機関】は、いちかわ社協（貸付担当）に様式第2号の2「いちかわフードバンク」食品支給申請書（専門機関用）を提出する。
 ※各専門機関所定様式の困窮状況がわかるアセスメントシートもあれば同時に提出する。

◎提出は下記のFAX又はE-mailへ送信する。

FAX：047-376-8555

E-mail：kashitsuke@fukusi.jp

3. 専門機関は、FAX又はE-mail送信後、速やかにいちかわ社協（貸付担当）へ電話をする。
 電話：047-711-1413（貸付担当 直通）

〈その際の確認事項〉

- ①FAX又はE-mailがいちかわ社協に確実に届いているかどうか。
- ②ケース内容の補足説明をする。
- ③食品提供の方法（誰がいつ届けるのか？）等、詳細な調整を行う。

4. 食品提供を行う。

5. 食品提供後、必要に応じて関係機関同士が連携して支援を行っていく。
 （いちかわ社協はインフォーマルサービスも含めた地域とのつながりを意識した支援を行っています。）

※同じ方の支援で2回目以降の食料支援が必要な場合も、上記2～5の手順で行う。

注：「フードバンクちば」の支援を依頼する前に必ず、「いちかわ社協（いちかわフードバンク）」にご相談ください。

理由 ①「いちかわ社協」は市内の支援機関で、迅速な対応が可能なため。

②「フードバンクちば」の送料負担軽減のため。

相談支援部会 開催概要

0 開催概要	
R3年度 第1回 5月13日(木)	部会 対面開催 10:00~11:50
R3年度 第2回 7月8日(木)	部会 対面開催 10:00~11:55
R3年度 第3回 9月9日(木)	部会 対面開催 10:00~11:15
R3年度 第4回 11月11日(木)	部会 対面開催 10:00~11:55
R3年度 第5回 1月13日(木)	部会 書面開催

1 課題・問題意識
<p>① Is-net より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援や移動支援の事業所が少ないおよび協議会等の検討の場がない ・相談支援専門員と学校との連携の難しさ など <p>② 権利擁護連絡会より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進法における「中核機関」の設置に向けて など ⇒市と協議を進めており、R5年度からのスタート予定 <p>③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等事業における「体験の機会・場」作りの検討が必要 ・居住支援協議会や、居住支援法人などの検討も必要ではないか ・精神障害をテーマに分野を問わずケース検討会の開催を検討 など <p>④ 高次脳機能障害児者サポート会議より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動が停止している当事者家族会をバックアップ出来る方法はないか など
2 短期的目標
「新しい障がい者向け総合相談機関」設置に向けて、方向性の検討を重ねる
3 中・長期的目標
相談支援事業所および相談支援専門員の体制作りや、人材育成および質の担保・向上 市川市地域全体における相談支援体制の仕組み作り
4 上記1を裏付けるデータ
5 上記1に対する方策・取組
各関連会議を主体として、各種研修会等を実施
6 取組の成果
相談支援部会において、関連会議からの報告の場において書面および口頭にて、報告がなされている

7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

- ・生活支援部会でも移動支援事業所の減少や、ヘルパー人材確保の困難さについて課題を共有してもらいたい

8 その他

- ・合理的配慮の観点から、障がいによっては Zoom を使用しての開催は適当ではない場合もある
- ・株式会社によるグループホームの開設が進んでいるが、障がい重い方の受け入れは難しい場合がある
- ・市の公立施設のコロナ対策と閉所や変則開所における利用者および家族への影響

地域生活支援拠点等事業

- ・医療的ケアが必要な方の受け入れ先の確保
- ・市の広報だけでなく周知の方法が必要

市川市基幹相談支援センターえくる

- ・令和 2 年度えくる報告
⇒報告書 参照
- ・基幹相談支援センター運営協議会
⇒第 1 回 基幹相談支援センター運営協議会（8 月 24 日開催） 概要 参照
⇒第 2 回 基幹相談支援センター運営協議会（10 月 28 日開催） 概要 参照
(P1～7、P15～16)
- ・相談支援事業所および相談支援専門員の体制作りおよび質の向上のため、ガイドライン研修を実施する（障害福祉分野と介護保険分野との連携も含めて）

9 関連会議の開催概要

9-1 Is-net

- 4 月 21 日 幹事会
- 6 月 7 日 幹事会
- 7 月 1 日 幹事会
- 9 月 2 日 幹事会
- 11 月 1 日 幹事会
- 1 月 4 日 幹事会

9 - 2 障害者権利擁護連絡会

6月19日 定例会

9月2日 定例会

12月9日 定例会

9 - 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

5月27日 実務者会議（兼合同研修会）

7月29日 実務者会議

9月24日 実務者会議

10月22日 実務者会議

11月18日 実務者会議研修会（兼高サポ研修会）

12月17日 実務者会議研修会（兼合同研修会）

9 - 4 高次脳障害児者サポート会議

5月25日 会議

7月27日 会議

9月28日 会議

生活支援部会

I 部会の開催概要 及び 部会における課題と課題に対する取り組み状況

0 開催概要		
4. 16	幹事会	5. 11 第1回部会開催(zoom)
6. 14	幹事会	7. 13 第2回部会開催(zoom)
8. 23	幹事会	9. 14 第3回部会開催(zoom)
10. 20	幹事会	11. 9 第4回部会開催(zoom)
12. 7	幹事会	1. 11 第5回部会開催(zoom)
2.		3. 8 第6回部会開催予定

1 課題・問題意識	
<p>①新型コロナ禍における情報共有及びワクチン接種状況について 情報共有(公立施設の利用制限 ワクチン接種 在宅者の状況など)</p> <p>②人材育成について(試行) ・法人の垣根を越えた繋がりを意図(顔がわかる関係)=地域で支え合う ・世代交代と市川市の強みや良さの継承 ・貴重な人材の定着をはかる ・障がい者の支援の中核を担う人材の育成へ</p> <p>③地域生活支援拠点事業について 進捗状況の確認 説明会について 周知(就労者とその家族 福祉サービスに繋がっていない方) 運営会議?におけるモニタリング・課題の共有 加算関係</p> <p>④生活支援部会として取り上げるべきテーマ * 上記③については常にフィードバック(拠点事業) ・人材育成⇒焦点 確保=各部会において共通テーマ ・医療的ケア児者へのサービス等について ・居場所作り⇒既存サービスに繋がらない人 ・住まう場所⇒ニーズに合った住まう場所⇒グループホーム待機者リストの活用</p>	
2 短期的目標	
* 人材育成試行的取り組み(繋がり) 地域生活支援拠点事業(コーディネーター事業)の共有と課題	
3 中・長期的目標	
* 人材育成・確保 地域生活拠点事業の機能(体験・専門職育成・相談) 8050 への取り組み	
4 上記1を裏付けるデータおよび 5 方策・取組	
<p>①コロナ関連⇒市川市行政の要望</p> <p>②人材育成⇒試行的研修のイメージの共有と計画案</p> <p>③地域生活支援拠点事業⇒登録者状況(男女別・年齢別種がい種別)⇒具体的事例の共有</p> <p>④—1 グループホーム待機者リスト者への再アンケート結果の共有と分析</p> <p>④—2 重心サポート連絡会アンケート結果・分析の共有</p>	
6 取組の成果	
<p>①障害のある方への集団接種の実施 タイムな情報発信</p> <p>②2月17日(木)第1回繋がり研修(初級)実施予定</p> <p>③当事者団体等での説明会</p> <p>④—1 今後の活用方法と再登録方法の検討 ホーム数と質の確保の共有</p> <p>④—2 新規事業所に対する市川市特別事業所補助金の拡大と具現化</p>	
7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの	
<p>・人材確保(福祉人材・看護師などの専門職)</p> <p>・障害者週間イベント等の情報共有</p> <p>・8050 課題の共有と具体的取り組み</p> <p>・相談支援体制の充実・公立施設の役割・地域生活支援拠点事業の周知とCO の状況把握</p>	
8 その他	

II 関連会議の開催概要

1 重心サポート会議	
6月15日 医療的ケア児(者)の受け入れ施設に関するワーキング 卒業後の進路について	
7月12日 看護師の確保・加算要件の緩和	
9月13日 医療的ケア児(者)の受け入れ施設を増やす⇒地域における支援の継続の具現化	
11月8日 生活介護事業所特別支援事業補助金の拡大について	
12月2日 医療的ケア児(者)対応のレスパイトハウス立ち上げ(松戸市) 研修会	
2月3日 医療的ケア児(者)の災害時対応について 研修会(予定)	
2 日中活動連絡会	
6月21日 令和3年度計画 新型コロナワクチン接種について	
8月23日 定例会・重サポ会議との課題共有	
10月18日 グループホーム待機者との課題共有(グループホーム待機者リストについて共有)	
12月20日 中止	
2月21日 令和3年度総括・令和4年度計画	
3 居宅支援連絡会	
※コロナ禍にあり在宅支援の提供により開催は困難	
8月11日 幹事会 活動方針について研修会の検討(未)今年度は見合わせる セルフプランにおける困難事例の抽出。アンケート形式で検討。	
※夜間や早朝のヘルパー派遣のニーズに対応困難事業所の増加。	
4 グループホーム等連絡協議会	
6月4日 市川圏域グループホーム等連絡協議会&第1回定例会 グループホーム入居待機者リストについて 希望している方々のその後。 支援課発信でその後の状況把握のためのアンケート実施	
8月3日 全職種合同勉強会(障害者を支援するってどういうことですか?講師:GH学会会長荒井氏)	
9月28日 千葉県障害者グループホーム講座(zoom開催) テーマ:今、必要とされるGHとは? ～強度行動障害・重度障害の方を一軒家タイプで支援する～	
10月21日 第1回世話人勉強会(対面式)	
12月2日 第1回管理者・サビ管勉強会「となりのGHはどうしている？」	
2月17日 第2回管理者・サビ管勉強会「入居者の高齢化について」	
※グループホーム入居待機者リストについて 希望している方々のその後。 ※支援課発信でその後の状況把握のためのアンケート実施	

年代別・男女別・区分別・障害種別人数（R3.10.1現在）

年代	区分	身 体	療 育	精 神	男合計	身 体	療 育	精 神	女小計	男女合計
40代	なし	6	17	68	91	2	5	57	64	155
	1	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	2	0	6	28	34	0	3	33	36	70
	3	5	15	18	38	1	3	21	25	63
	4	1	17	11	29	2	11	10	23	52
	5	3	18	1	22	2	10	0	12	34
	6	4	25	0	29	1	9	0	10	39
	計	19	98	126	243	8	42	122	172	415
	50代	なし	8	7	67	82	5	3	31	39
1		3	0	3	6	0	0	1	1	7
2		6	3	24	33	3	3	26	32	65
3		4	5	19	28	3	0	23	26	54
4		10	12	10	32	3	9	15	27	59
5		7	7	0	14	5	3	1	9	23
6		7	11	2	20	9	3	0	12	32
計		45	45	58	148	28	21	97	146	294
60代		なし	11	3	15	29	2	0	8	10
	1	2	0	1	3	0	0	0	0	3
	2	2	2	16	20	0	1	11	12	32
	3	11	3	9	23	4	2	9	15	38
	4	8	4	6	18	5	2	5	12	30
	5	1	1	1	3	3	0	1	4	7
	6	10	0	1	11	6	0	1	7	18
	計	45	13	49	107	20	5	35	60	167

サービス申請時の障害をベースに集計

いちかわ つながり 交流研修

オンライン



他の法人さんはどんなことをしているのだろう。
他の事業所にはどんな職員さんがいるのだろう。
自分の日々の業務のことやこれからのことなど。

法人の枠を超えて、いろいろな職員と話をしてみませんか？
地域での人とのつながりはひとりひとりの財産になるはず！

日時

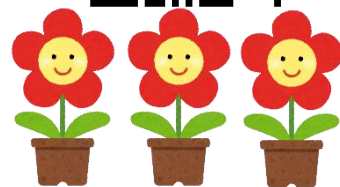
2022年2月17日
午後1～3時 (zoom)

途中退出OK

対象

市川市内で障がい者の支援に関わる職員さん（経験年数 おおむね3年以内）

QRコード、FAX、メール
いずれかでお申込みください。



申込〆切
2/7(月)

当日のスケジュール

- ・参加者の自己紹介（所属や日々の業務内容など）
- ・市内の先輩職員の経験談
- ・グループヒヤリング「先輩職員の経験談 & 質問タイム」
※小グループに分かれ4～5人の先輩職員の話をお聞かせ

令和4年2月17日開催

いちかわつながり交流研修 参加申込書

申込先：基幹相談支援センターえくる行徳ステーション

FAX：047-303-3075 Mail：ecru-gst@kif.biglobe.ne.jp

※メールでお申込みの場合は下記の項目を記載し送信してください

フリガナ 氏名	
事業所名	
経験年数	年
接続環境 利用する端末	※研修中に zoom を使って小グループに分かれますので、 1人1端末の利用をお勧めします <input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> PC（複数人で使用） <input type="checkbox"/> スマホ
Eメールアドレス ※こちらのアドレスに当日の zoomのURLをお送りします	
電話番号	
途中退出予定	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 時頃）
当日質問したいこと。 話したいことがあればご 記入ください。	

就労支援部会 開催概要

開催概要

2月25日 就労支援部会 開催予定

課題・問題意識

しゅうたん会議より

- ・就労定着支援の在り方、課題点について

定着新事業が始まって3年半が経過し、今後徐々に支援センターへの移行が進んでいく中、定着支援としてちゃんと動けていないケースも多々出てきている。定着の在り方や引継ぎ方法などの統一化が必要。

- ・コロナ禍における実習先就労先の確保について

コロナの蔓延により実習先や就労先の確保が難しくなっている。昨年より雇用率が上がり、6月の雇用率調査の結果から指摘を受けた企業も動き始めている。メーリングリストの活用から支援センターからの求人情報等の情報共有をしっかりとしていく。

- ・重度障がい者の雇用施策と福祉施策の連携

施策について説明、浦安市では昨年9月から取り組み始めている。重度の障害をお持ちの方でも働くことができる第一歩となる。市川市でも取り組んではどうか？

ふくたん会議より

- ・障害者優先調達推進法について

アンケート調査実施予定、各所より具体的な事項を提案

引きこもりなどのケースを受け入れ、調達法の利用を経て就職につながるケースもあった。

今後受注量を増やすことができれば有効的な利用も可能である。

- ・高齢（65歳以上）の利用者の受け入れについて

セルフプランの問題点でもある。生活面での課題が多く出ることによりB型事業所の職員が手を出さざるをえない。介助面の課題も出てきており、限界を感じることもある。

関連会議の開催概要

2021年12月14日 しゅうたん会議

- ・いちされん、アクセスより市内相談状況、企業の動きについて
- ・ハローワークのシステム変更について
- ・重度障がい者の雇用施策と福祉施策の連携について
- ・雇用促進セミナーについて
- ・地域生活支援拠点との連携について

2021年12月16日 ふくたん会議

- ・仕事情報の共有 ・各施設の近況報告
- ・障害者優先調達推進法について
- ・市役所ホームページ上の事業所紹介アップについて
- ・65歳以上の利用者の受け入れについて

こども部会 開催概要

0 開催概要	
テーマ 『ライフステージにおける障がい児の早期発見と支援について、各機関の連携と課題を考える』	
7/20	第1回 こども部会（オンライン開催） 「幼児期における幼児健康診査と事後フォローの現状と連携支援の課題」（保健センター） 「発達相談室の利用実績報告と連携支援の課題について」（発達支援課こども発達相談室）
12/17	第2回 こども部会 「スマイルプランを活用した連携支援と課題について」（学校教育部指導課） 「学齢期における教育センターでの就学・教育相談及び連携支援と課題」（教育センター） 「ライフサポートファイルの活用について」（発達支援課こども発達相談室）

1 課題・問題意識													
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児支援体制の充実 ・地域課題や地域ニーズについての情報交換と把握 													
2 短期的目標													
<ul style="list-style-type: none"> ・各所属の取り組みを共有・連携し、各機関の課題の確認と支援を充実させてゆく 													
3 中・長期的目標													
<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を必要とするこどもへ支援の充実 ・支援の質の確保 ・医療的ケア児・重症心身障がい児を支援するサービスの拡充 													
4 上記1を裏付けるデータ													
<ul style="list-style-type: none"> ・こども発達相談室の令和2年度の利用延べ人数は、8,769人となっている。 個別療育利用者の実人数の月平均は、過去3年で年々増加している。 〈こども発達相談室の利用実績〉 													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実人数(人)</td> <td>1,246</td> <td>1,337</td> <td>1,228</td> </tr> <tr> <td>月平均数(人)</td> <td>104</td> <td>111</td> <td>122※</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	令和1年度	令和2年度	実人数(人)	1,246	1,337	1,228	月平均数(人)	104	111	122※
	平成30年度	令和1年度	令和2年度										
実人数(人)	1,246	1,337	1,228										
月平均数(人)	104	111	122※										
	※コロナによる2か月間閉室の為、年10か月での月平均数とした												
<ul style="list-style-type: none"> ・相談室を利用する子の病類別内訳では、発達障害の割合が多く約6割、中でも知的な遅れを伴わない子が全体の38.3%(R2年度)となっている。 ・相談の初回面接の年齢は、これまでは最も多いのが2歳児で、4歳児、3歳児となっていたが、令和2年度は2歳児の次に1歳児が多くを占めるようになり、低年齢化の傾向が見られる。 ・相談の紹介元は、主に保育園・幼稚園からで令和2年度は39.6%と全体の4割を占める。 直近3年間での変化は、保健センターからの健診からの繋がりが年々減少する半面、医療機関からの紹介が増え、年間60～70人を占める。保育園、幼稚園、医療機関、保健センター、こども家 													

庭支援課等様々な機関の情報共有や連携が必要不可欠である。

- ・連携の要ともいえる障がい児相談支援については、セルフプラン率が83%(令和3年3月末現在)で依然として高い。新規で児童の相談を受けられる事業所や相談支援専門員が少ない。

5 上記1に対する方策・取組(今年度の)

- 1) 医療的ケア児等連絡会からの報告。(内容9-1参照)
障害児支援連絡会からの報告。(内容9-2参照)
- 2) 障がい児の早期発見と支援について各機関の連携と課題について取り組みの発表と意見交換の実施

6 取組の成果

- 1) 各連絡会からの報告にて情報共有

医療的ケア児等連絡会では、現状把握のため市内事業所へのアンケート実施を行った。医療的ケア児等コーディネーターの設置に向けて動いている。「医療的ケア児支援法」成立の情報提供。

障がい児支援連絡会では、保護者から事業所を利用して「よかったこと、今後希望すること、改善してほしいこと」の側面からの話が聞けた。また、学校と放課後等デイサービス事業所での連携をツールを使って上手く行った事例についての報告がされた。

- 2) 幼児期と学齢期における連携支援と課題(対応)について確認

① 〈幼児期の課題と対応について〉

- ・年長になって相談につながる。
- ・つなげようとしても親の意識が薄い。
- ・コロナで集団保育の様子がみられない、プレ保育の中止により保護者の気づきが遅れる。
- ・こども発達相談室はハードルが高いと利用を躊躇する →所属(保育園、幼稚園)での支援、保健センターの心理相談・育児相談・家庭訪問等での支援を行っていく。
- ・気づかれず支援を受けずに就学をする →各所属で、就学前までに気づき・支援・小学校へつなぐ(切れ目のない支援)を、こどものために(保護者のために)取り組む。

② 〈学齢期の支援の現状の共有と課題の提起〉

○スマイルプランへの意見との課題

- ・スマイルプランのデータ管理：校長の元で施錠可能な場所での保管のため、確認が容易に出来ないのが現状
- ・放課後等デイサービス事業所と学校との連携は、お互いの時間が合わず連携がとりづらい現状にあるが今後ツール等を利用しスマイルプランを活用していきたい。(意見)

○教育センターの課題〉

- ・学齢期のグレーゾーンの子に相談場所が無い

7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

8 その他

9 関連会議の開催概要

9-1 医療的ケア児等連絡会

- 6/24 第1回連絡会 ・ ZOOM によるオンライン開催
- ・ 令和3年度の活動方針が検討され、「家族へのアンケート調査を行い課題解決や支援策へのデータを取得し連絡会で検討」⇒承認
 - ・ 医療的ケア児等コーディネーター設置について状況説明
- 10/21 第2回連絡会 ・ ZOOM によるオンライン開催
- ・ 家族へのアンケート調査の集計状況について中間報告
 - ・ 医療的ケア児等コーディネーター設置について継続して意見交換
- 12/2 支援者研修会 ・ ZOOM によるオンライン開催
- ・ 講演「レスパイトハウスやまぼうし」の取り組み
～立ち上げから現在の経過を知る～
- 講師 医療法人財団 はるたか会 あおぞら診療所
藤井公雄氏、藤田真人氏、宮本開氏

9-2 障害児支援連絡会

- 6/21 第1回連絡会 ・ 講演「保護者支援として期待される事業所の役割」
放デイ利用児の保護者による講演（ZOOMによるオンライン開催）
- 9/29 第2回連絡会 ・ 講演「家庭—教育—福祉の連携実践についての事例報告」
外部講師（元放デイ職員と元小学校教員）による学校と事業所の
連携についての事例報告（ZOOMによるオンライン開催）
- ・ グループワーク 園や学校との連携について情報交換
- 2/2 第3回連絡会 ・ 厚生労働省発達障害専門官による講演
（ZOOMによるオンライン開催予定）

I 障害者団体連絡会の開催概要 及び 課題と課題に対する取り組み状況

0 開催概要		
5月26日	第6回定期総会	<p>第1号議案 令和2年度活動報告の件 第2号議案 令和2年度決算報告の件 第3号議案 令和3年度活動計画(案)の件</p> <p>コロナウイルス感染症の拡大が継続される中、ワクチン接種が実施される見通しがあり With コロナの中、下記テーマにつき、今年度も適宜役員会にて検討し実施していきたいと思っております。</p> <p>活動計画テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災訓練への参加(11月頃の予定) ②障害者週間への参加 ③障害者についての啓発活動 ④本会議での勉強会、団体紹介 <p>本会議の予定 役員会の予定</p> <p>第4号議案 令和3年度予算(案)の件</p> <p>【21団体中 出席13団体 委任状7団体 にて承認】</p>
	令和3年度第1回障害者団体連絡会	<p>1、団体紹介 ・松の木会</p> <p>2、各団体からの問い合わせ事項</p>
9月15日	令和3年度第2回障害者団体連絡会 (開催中止、書面での報告)	<p>報告事項</p> <p>1、①公園緑地課 ・妙典地区 地域コミュニティー施設配置図 遊具配置イメージ</p> <p>②地域防災課 水害ハザードマップ 減災マップ</p>
11月17日	令和3年度第3回障害者団体連絡会	<p>1、市よりの連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災計画、感染症対策について 危機防災管理課 ①第4次市川ハートフルプランについて 障がい者支援課 ②障害者週間について <p>2、参加団体の紹介 ・なないろ会</p>

1 課題・問題意識	
① 防災についての意識の向上を目指す	
② 障害の特性について知ってもらう	
2 短期的目標	
①地域防災課、障がい者支援課との打合せの実施	
3 中・長期的目標	
①災害時のマニュアルへの反映	
②それぞれの障害特性について市民の理解を得る	
4 上記1を裏付けるデータ	
5 上記1に対する方策・取組	
バリアフリーハンドブックを市内小学校へ配布(市立小学校39校は4年生～6年生全員、市立小学校3校へは各200部を配布) 実施済(令和2年度)	
6 取組の成果	
7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの	
8 その他	

II 関連会議の開催概要

1		
2		
3		
4		

<地域生活支援拠点等の状況について>

(1) コーディネーターへの登録申込者数 (令和3年12月末時点) (単位 ; 人)

(「登録申込者数」≠「登録数」。市に到達した登録申込みを集計しています。)

	計		
	男	女	
0～9歳	5	3	8
10～19歳	14	8	22
20～29歳	11	8	19
30～39歳	18	5	23
40～49歳	13	9	22
50～59歳	10	7	17
60～64歳	3		3
65歳以上			0
計	74	40	114

	計														
	11月	12月	R3.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
0～9歳		2	3	1		1							1		8
10～19歳		5		1	4	1	2	2			3	1		3	22
20～29歳	1	2	5	1	3	1		1	1		1			3	19
30～39歳		5	1	1	2		1	4				2	1	6	23
40～49歳	1	4	2	1	1		1	1	1	1	1		1	7	22
50～59歳		5	1	2	4	1			1		1			2	17
60～64歳		1		1			1								3
65歳以上															0
計	2	24	12	8	14	4	5	8	3	1	6	3	3	21	114

	計						
	身体障 がい	知的障 がい	重症心 身障がい	精神障 がい	発達障 がい	難病等 認定	
0～9歳	2	5		1	2	1	11
10～19歳	4	12	4		4	1	25
20～29歳	2	5	10	2	1		20
30～39歳	1	11	6	5	2		25
40～49歳	4	15		8		1	28
50～59歳	3	5	1	8		2	19
60～64歳	2	1		1			4
65歳以上							0
計	18	54	21	25	9	5	132

(↑※ 複数障がいを持っている方もいるため、重複あり)

令和3年度 第1回 基幹相談支援センター運営協議会

日 時：令和3年8月24日（火）

13：30～15：30

場 所：市川市急病診療・ふれあいセンター

2階 第1集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 実績報告・課題検討
- 3 その他
- 4 閉会

基幹相談支援センター運営協議会 構成メンバー名簿

(R3.6.1～)

	氏名		所属	分類
1	朝比奈 ミカ	あさひな みか	社会福祉法人一路会 (中核地域生活支援センターがじゅまる)	相談支援事業者
2	新福 義博	しんぷく よしひろ	特定非営利活動法人寺子屋ミニデイサービスの会 (放課後デイサービス寺子屋)	相談支援事業者
3	岩崎 淳	いわさき じゅん	社会福祉法人一路会 (グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者
4	西村 拓士	にしむら たくじ	特定非営利活動法人いちされん (障害者就業・生活支援センターいちされん)	就労支援関係者
5	木下 静男	きのした しずお	市川市障害者団体連絡会 (市川市オストメイトの会)	障がい者団体
6	山崎 泰介	やまざき たいすけ	社会福祉法人市川市社会福祉協議会事務局	権利擁護・地域福祉 関係者
7	徳江 美由起	とくえ みゆき	社会福祉法人春濤会 (こども発達支援センターやわた)	障がい児支援関係者
8	都筑 恵美子	つづき えみこ	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)	精神保健福祉関係者
9	高木 憲司	たかき けんじ	和洋女子大学家政学部家政福祉学科	学識経験者

基幹相談支援センターえる

	氏名		所属	
1	長坂 昌宗	ながさか よしもと	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえる)	
2	松尾 明子	まつお あきこ	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえる)	
3	芦田 真伍	あしだ しんご	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえる)	

市川市福祉部障がい者支援課

	氏名		所属	
1	沓澤 静	くつざわ しずか	市川市福祉部障がい者支援課	
2	夏見 昌吾	なつみ しょうご	市川市福祉部障がい者支援課	
3	牧野 舞	まきの まい	市川市福祉部障がい者支援課	

市川市基幹相談支援センター



R2年度えくる報告

1

目次

1. えくるについて
2. R2年度の相談について
3. 相談事例
 1. 緊急は日常の延長線上で起きる
 2. 社会的孤立がご本人と家族を追い込む
 3. 一人では住まいを見つけられない
 4. 世帯をまるごと支援するための連携の在り方



R2年度えくる報告

- 3 / 22 -

2

1.えくるについて



R2年度えくる報告

3

市川市基幹相談支援センターえくるについて

市川市から運営を委託された**障がい者の総合相談支援機関**です。



受託法人 特定非営利活動法人ほっとハート

職員体制 常勤ソーシャルワーカー 6名
非常勤ソーシャルワーカー 1名
非常勤事務員 2名

市川市基幹相談支援センターえくるについて

市川市から運営を委託された**障がい者の総合相談支援機関**です。

障害者相談支援事業

障がい者等の生活上での困りごとや課題、ご希望について相談に応じます。相談内容から、福祉サービスの情報提供や、利用支援、関係機関との連絡調整など、**支援体制や生活の土台づくりの為に支援**を行います。障害福祉サービス利用時には、地域の計画相談支援・障害児相談支援事業との連携を進めていきます。

地域の相談支援体制への支援等に関する業務

関係機関や事業所等との**ネットワーク構築**や、自立支援協議会へ出席し、**課題分析・検討**を行っていきます。地域の**相談支援体制の育成、強化及び支援**を行います（連絡会議、事例検討等の開催、事業所訪問等）。**相談支援事業所からの相談**に応じ、情報提供、助言、関係者会議へ出席、同行支援、専門機関への紹介等を行います。

権利擁護事業

障がい者の権利擁護を図るために、**成年後見制度**や福祉サービス利用援助事業などの利用等を支援します。**市川市障害者虐待防止センター**の役割も担っています。

住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅及び公営住宅の入居にあたって、支援が必要な障がい者に対する支援を行います。

R2年度えくる報告

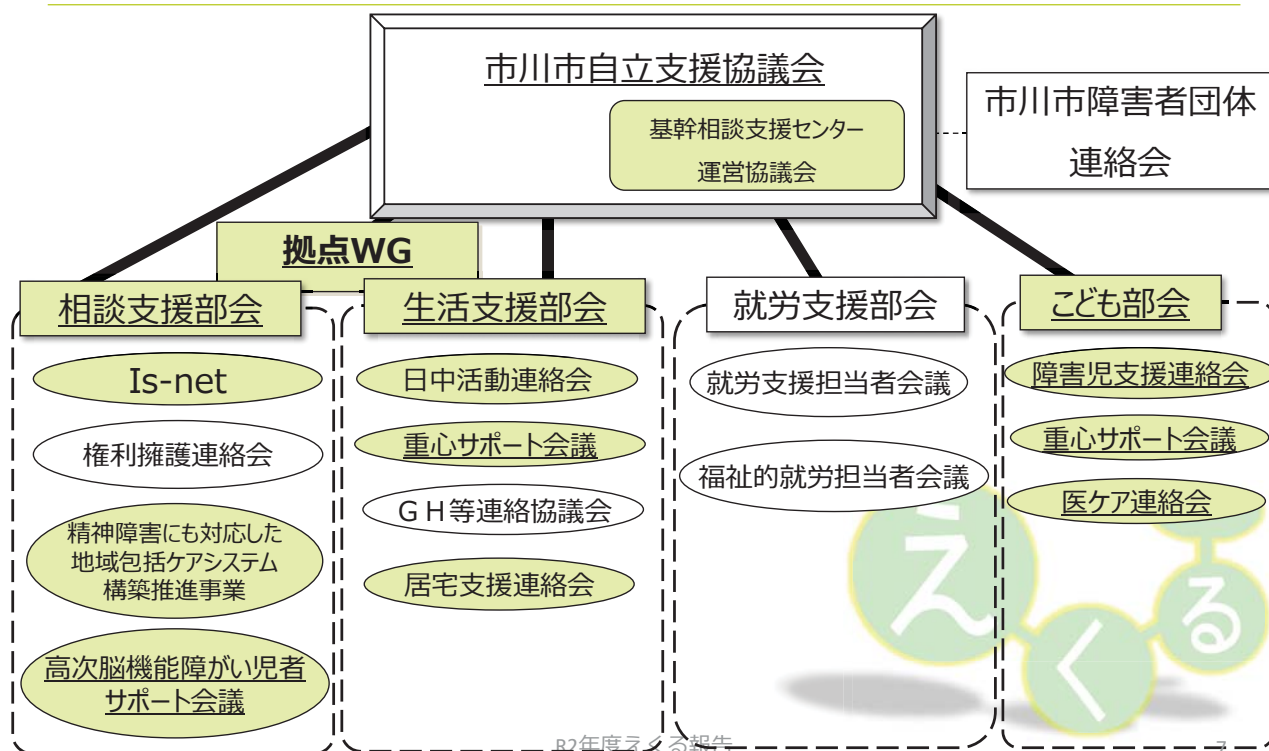
5

地域の相談支援体制への支援等に関する業務

- 自立支援協議会へ出席
- 相談支援事業所との研修会実施
- 関係機関・事業所等とのネットワーク構築



自立支援協議会への出席



相談支援事業所との研修会実施

グループスーパービジョン(GSV)

市川市障がい者支援課と合同で行い、相談支援従事者が困難を感じる事例について検討・助言を行うとともに、地域の課題を抽出します。

- ・相談支援の質の確保・評価・向上
- ・相談支援事業所の後方支援
- ・地域課題の集約

北・中央／南：各2ヶ月1回 開催

R2年度は新型コロナウイルス蔓延に伴い、GSVも休止となった期間がありました。

今後、直接会う機会が難しくなった場合にも、相談支援従事者が孤立をしないための仕組み、つながりの必要性を感じています。

2.R2年度の相談について



R2年度えくる報告

9

えくるへの相談件数

令和元年度の総相談人数は**417名**でした。

	H29	H30	R1	R2	R3
昨年度継続	445	771	683	464	512
新規	541	534	459	417	
相談人数	996	1,305	1,142	880	
終了	225	622	678	368	
翌年度継続	771	683	464	512	

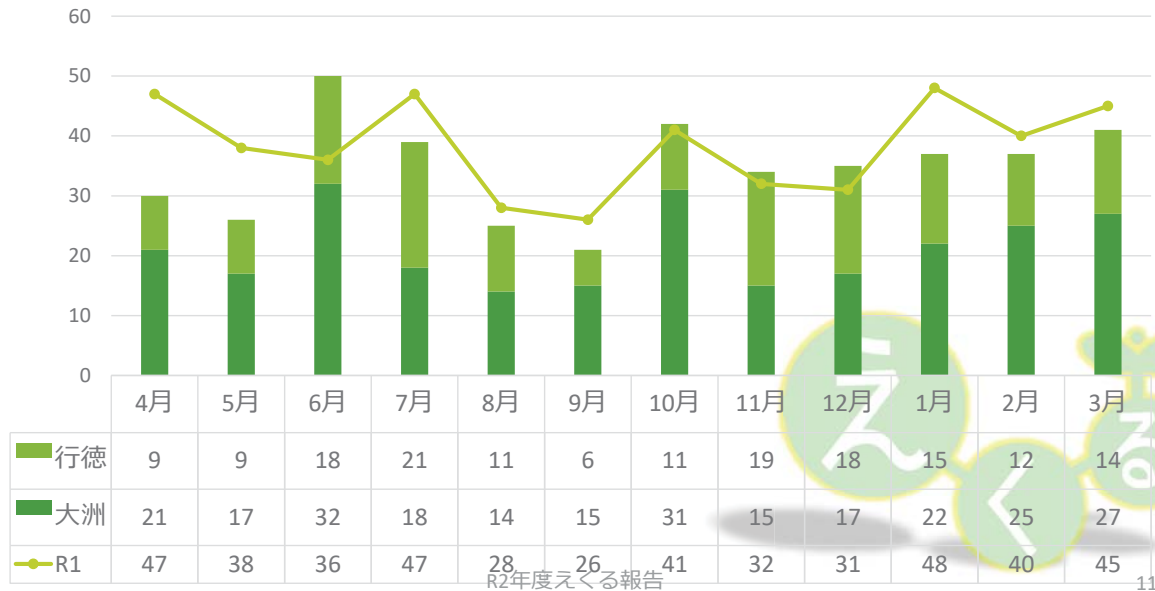
個別の相談内容については
別途説明

R2年度えくる報告
- 7 / 22 -

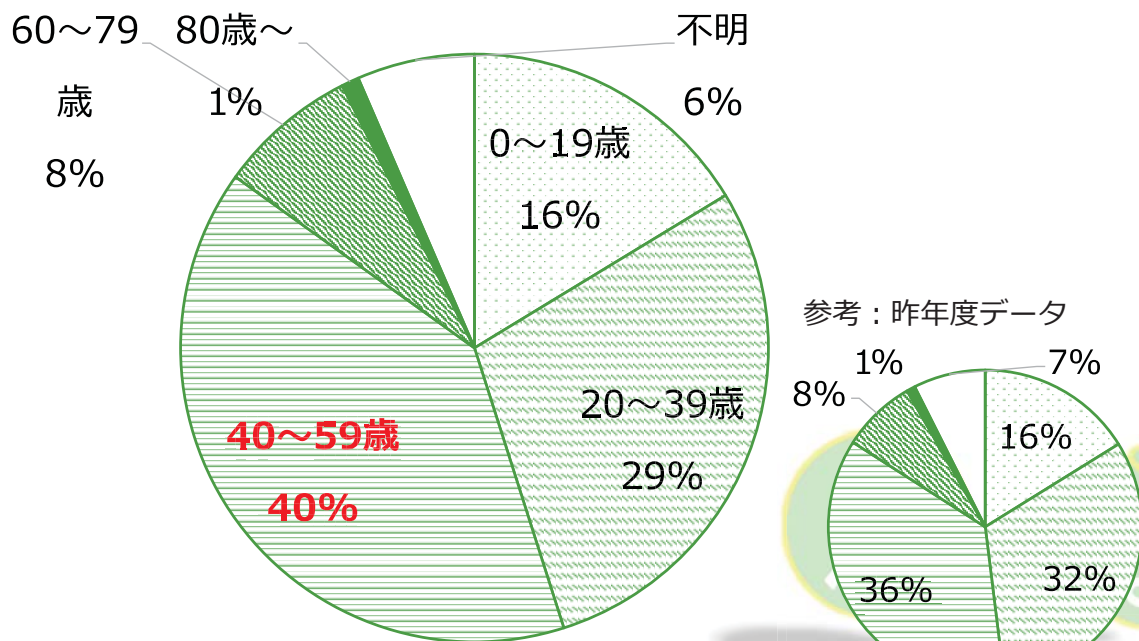
10

新規相談件数

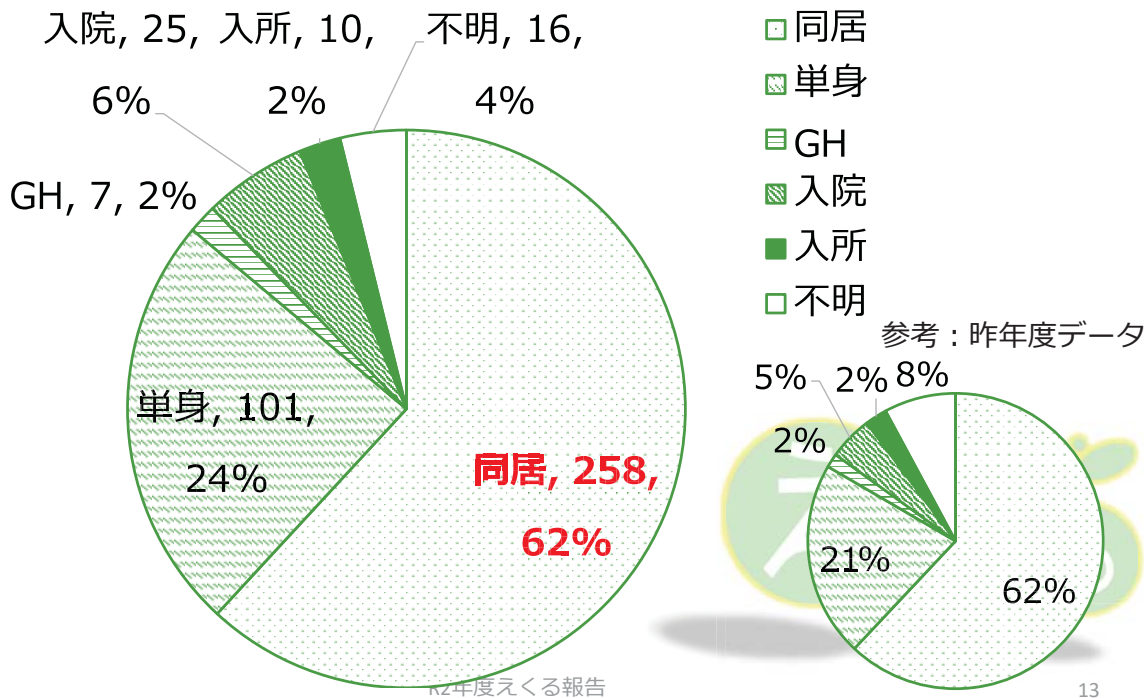
合計 **417名** (大洲：254 行徳：163) ※昨年度合計：459



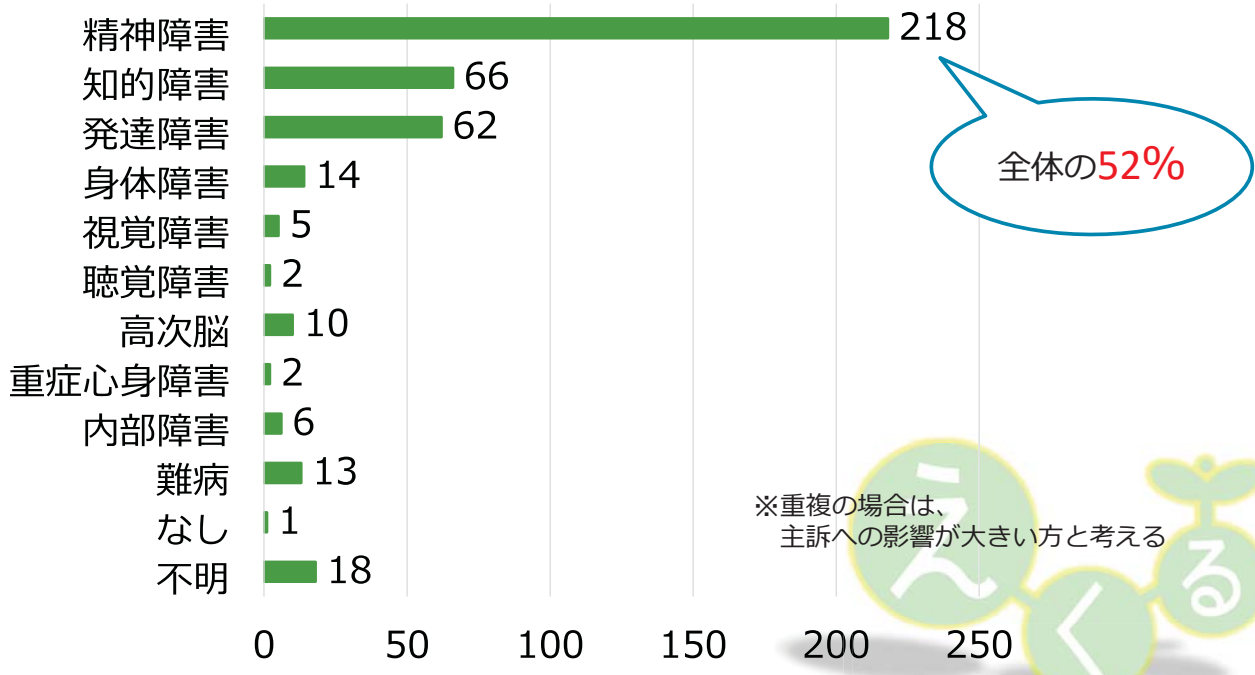
年齢別の状況(新規相談)



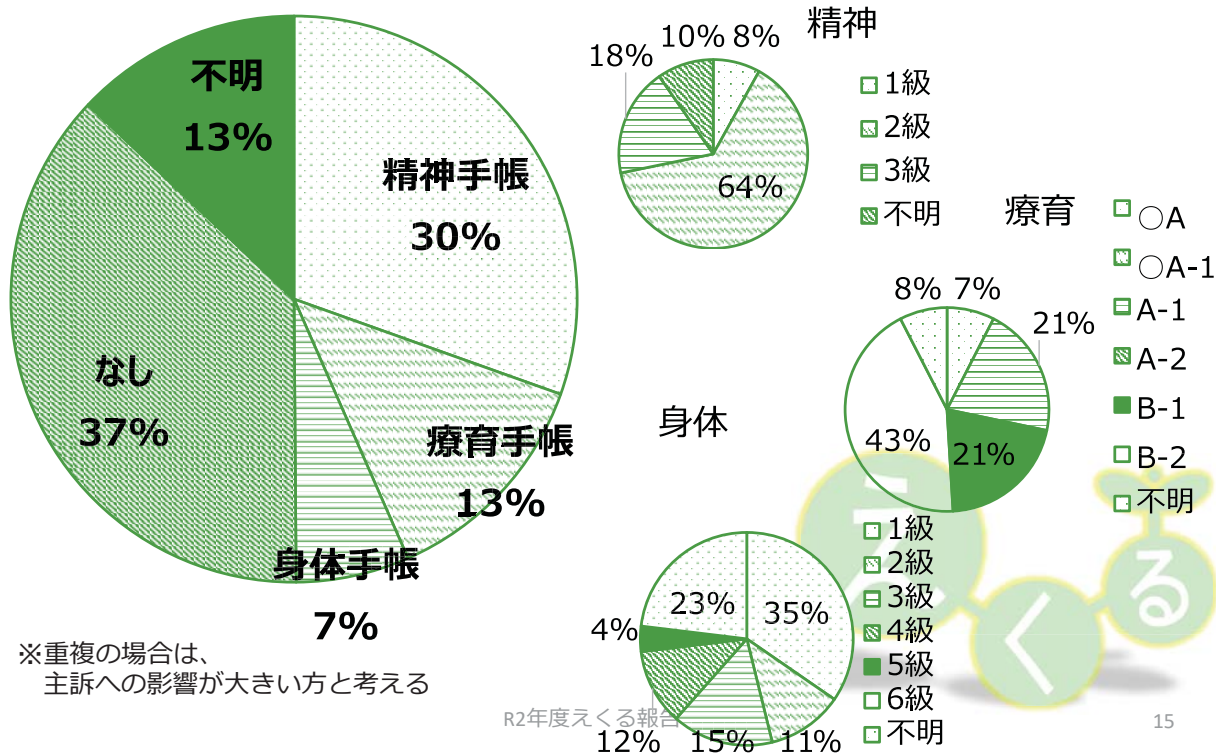
居住の状況(新規相談)



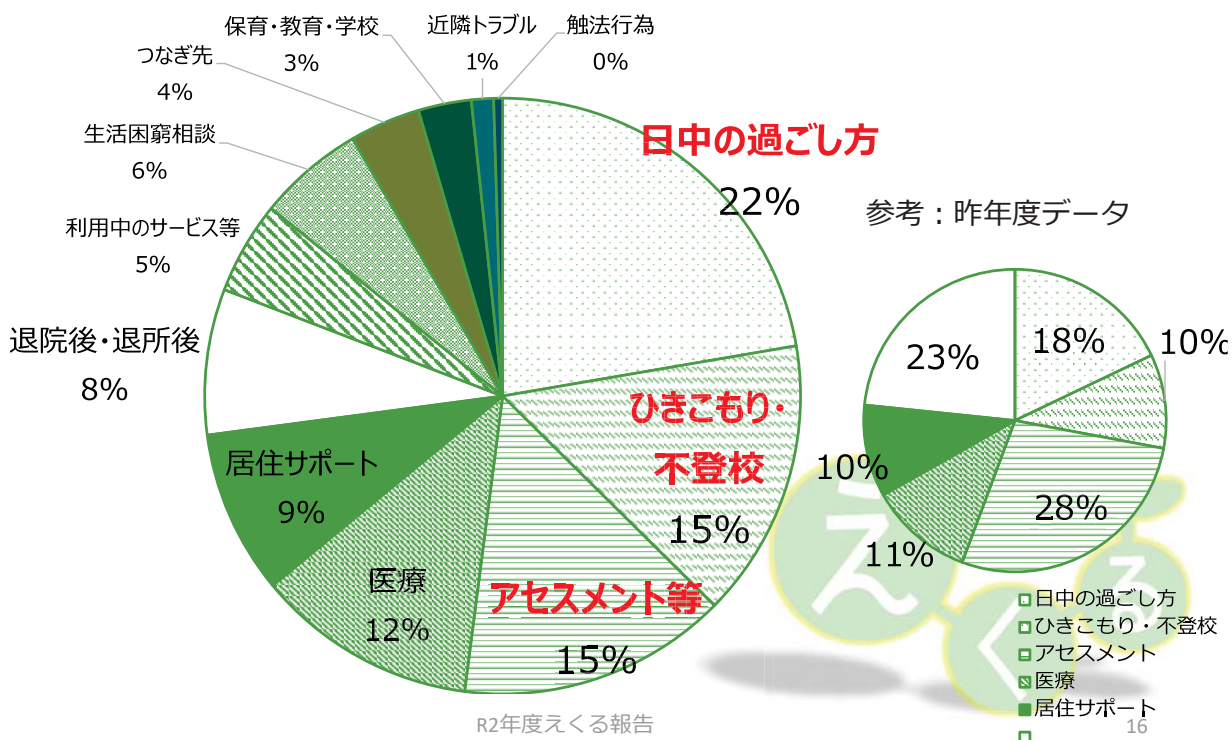
障害別の状況(新規相談)



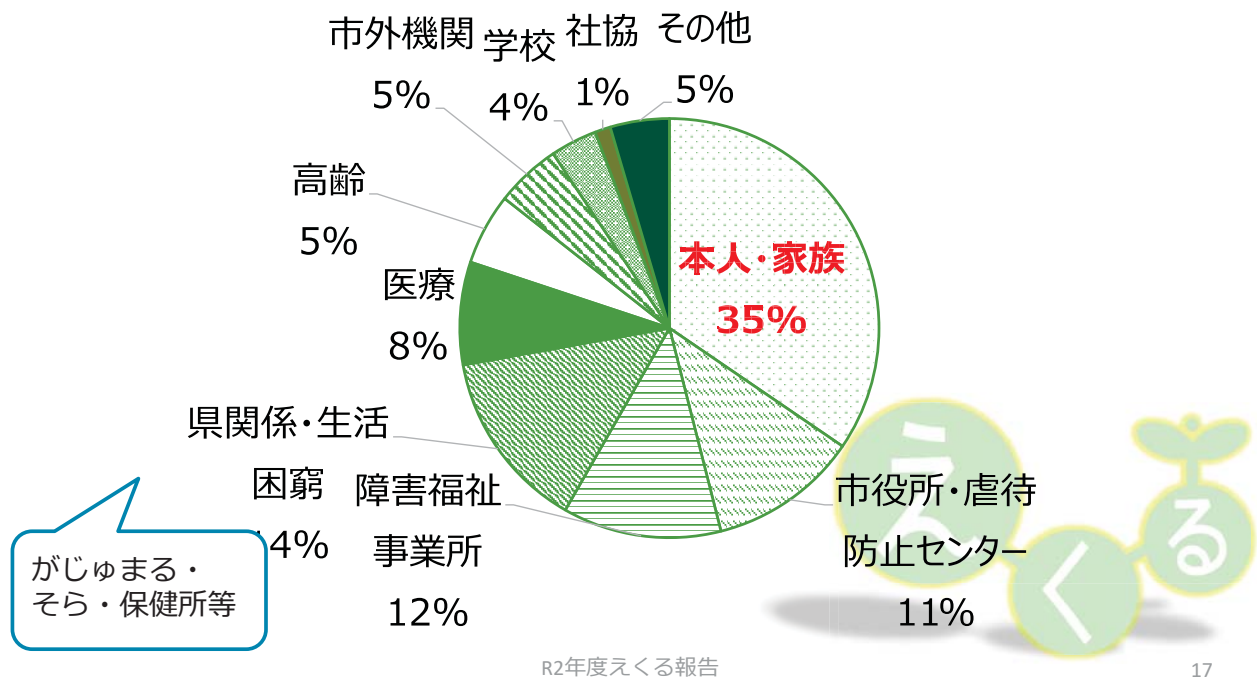
手帳の状況(新規相談)



相談概要(新規相談)



相談経路(新規相談)

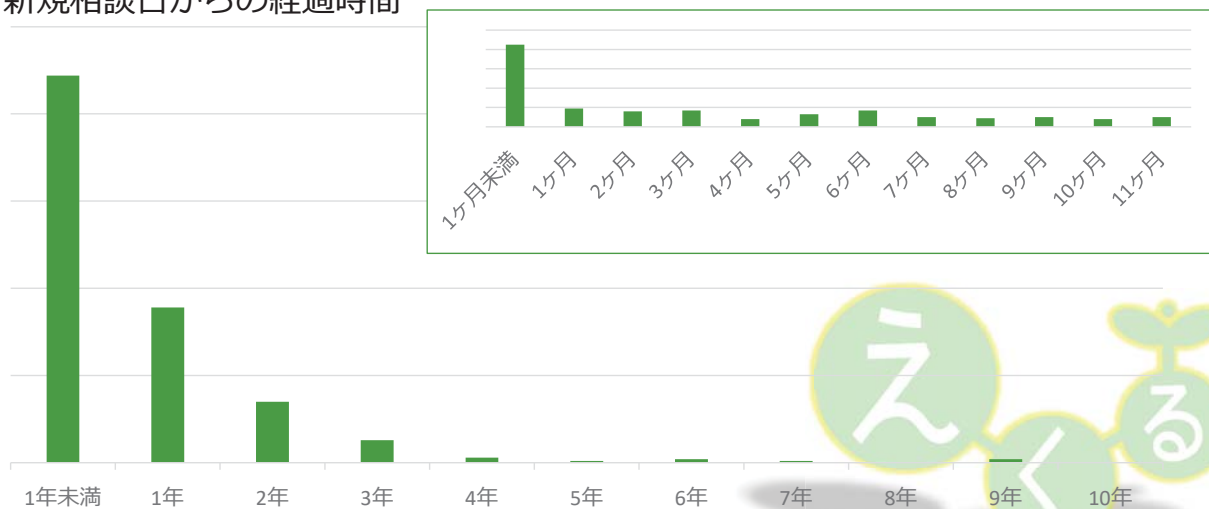


17

終了件数

合計 **368名**

新規相談日からの経過時間

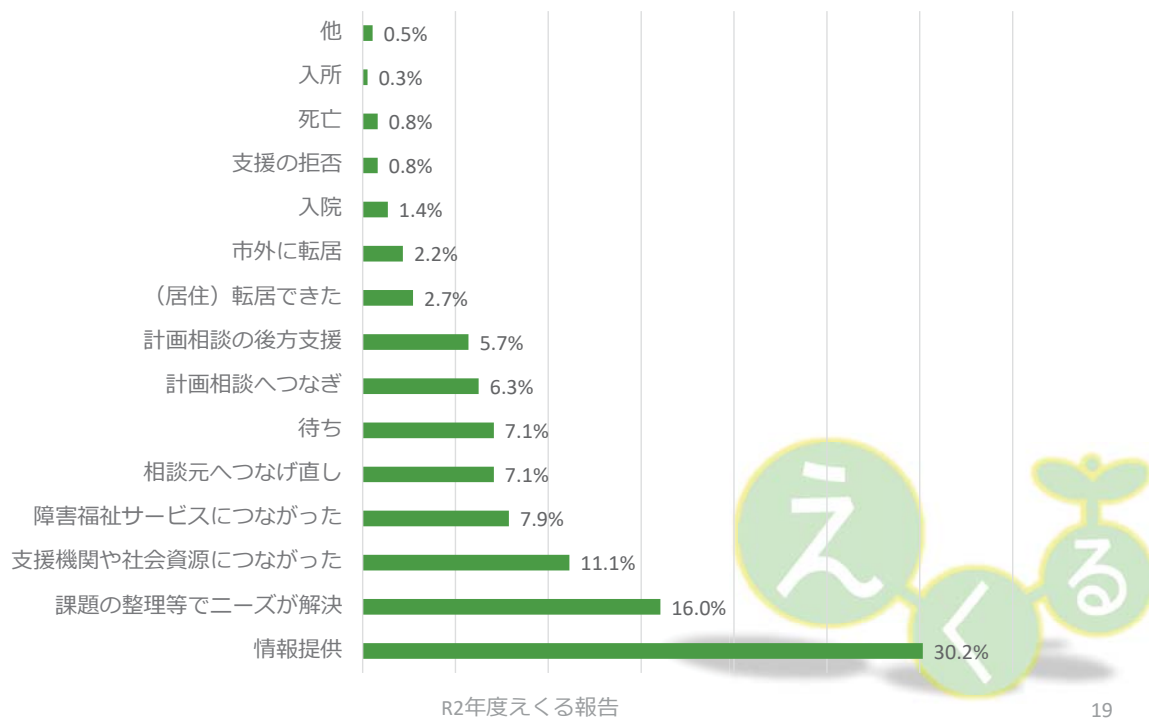


R2年度えくる報告

- 11 / 22 -

18

終了理由



19

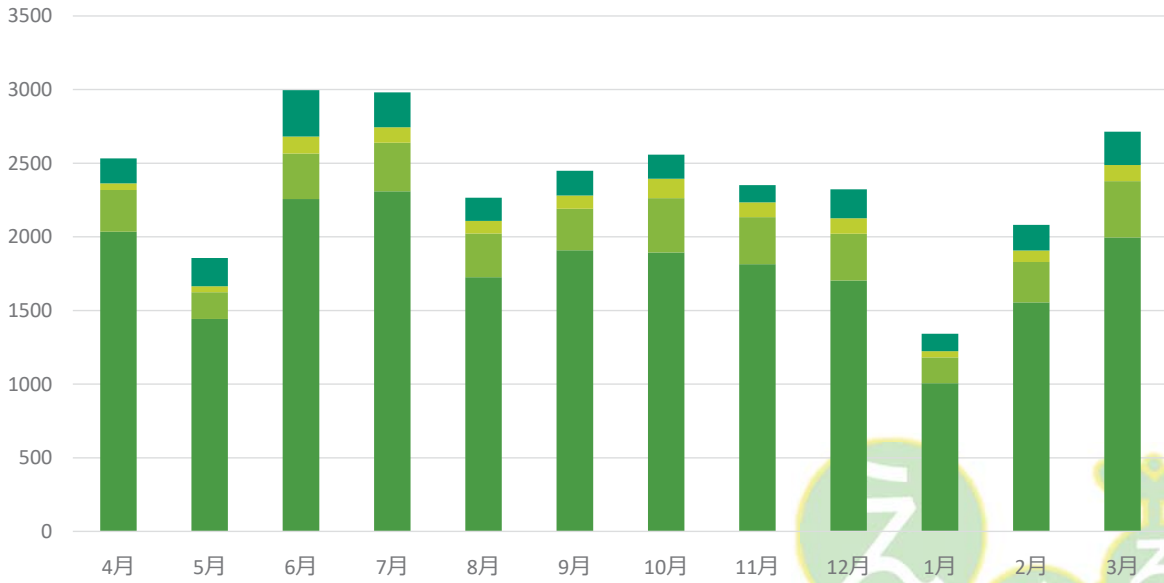
3. 相談事例

事例については個別の特定の相談を取り上げるわけではなく、全体的に共通している課題を示すために架空の事例として創作しています。



相談方法

新規・継続合計の件数



緊急事態宣言
4/7～5/31
4/15～在宅勤務を適宜取り入れ

■ 電話 ■ 訪問同行 ■ 来所 ■ メール等

緊急事態宣言
1/7～3/21
1/12～在宅勤務を適宜取り入れ

R2年度えくる報告

抱えていらっしゃる課題はさまざま



R2年度えくる報告

3-1.緊急は日常の延長線上で起きる

緊急対応

年間 **24**件

実働時間 **1990**分

地域生活支援拠点に関する相談

年間 **16**名

実働時間 **439**分

地域の中で障害者がいる世帯は見守りが薄くなりがち。
緊急時になるまで気が付かれない。支援が届かない。誰にもつながらない。
医療機関にも適切につながれていないこともある。



限界となる前にできる支援について検討が必要

→医療とのつなぎ、居場所の検討、地域生活支援拠点の登録など

※R2年度から**地域生活支援拠点**が面的整備でスタート

R2年度えくる報告

23

3-1.緊急は日常の延長線上で起きる 父が亡くなり緊急で生活基盤の調整が必要

父が突然亡くなり、単身になった。今まで単身生活したことがなく、持病もあるので、近隣の方も心配している。本人に関わっている支援者もいない。緊急で生活を整える必要があるため、複数機関で支援体制を作りたい。

地域生活支援拠点の
面談、障がい者支援課
の認定調査の場でえく
るも同席で初対面。

生活保護の申
請を行い受理。

拠点、GH支援ワーカー
とともにGH体験の調整
を行い、GHを利用する
ことになった。

GHで生活を続けられるよう継続的に関わっている。

- GHに体験利用中、病状不安定が続き、持病の状況を確認するため、受診同行で確認。医師からGHへ情報提供してもらおうよう手配。
- 持ち家の相続や今後のお金の管理などご自身だけでは難しさがあるため、成年後見制度の利用の為手続きをお手伝い。

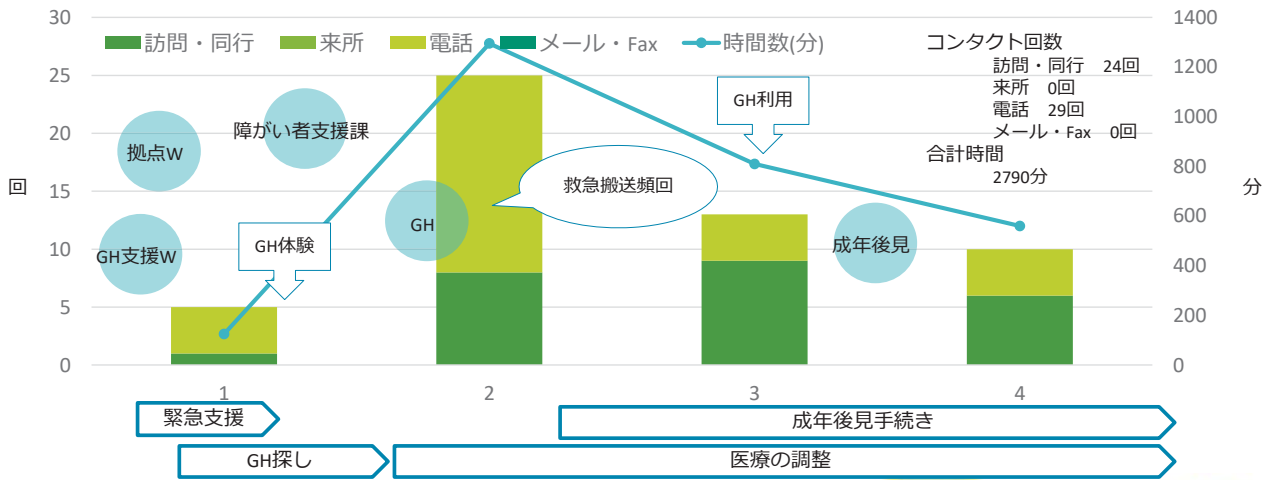
R2年度えくる報告

- 14 / 22 -

24

3-1.緊急は日常の延長線上で起きる 父が亡くなり緊急で生活基盤の調整が必要

同様のケースの中からの一例の対応



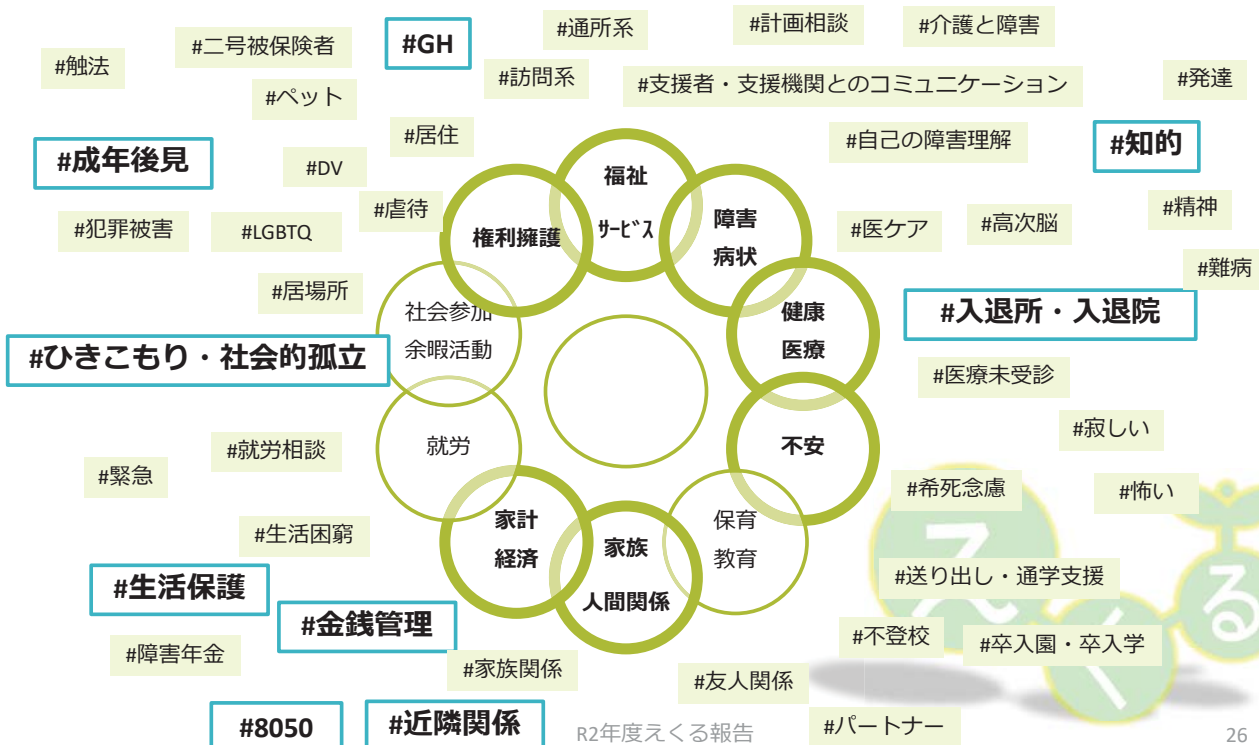
○抱えていた課題

結果的に家族が抱え込んでしまう状況になり、本人の生活状況を家族以外の方が把握することが難しかった。

○見えてきた地域課題をどうしていくか

生活上のリスクがあり福祉サービスの利用がない世帯の見守りや、細く長く関われる支援仕組み。あらゆる緊急時に対応できる地域生活支援拠点のさらなる面的整備が求められる。

3-1.緊急は日常の延長線上で起きる



3-2.社会的孤立がご本人と家族を追い込む

ひきこもり・社会的孤立の相談

年間 **159**名(18.6%)

実働時間 **736**時間

※1015名のうち84%が成人で853名

不登校の相談

年間 **30**名(18.5%)

実働時間 **123**時間

※1015名のうち16%が未成年で162名

- ・ 「家族のことは家族で何とかしないといけない」
- ・ 「刺激してしまって何かがあっては心配」
- ・ 「どこに相談していいかわからない。どうせどこも何もしてくれない」

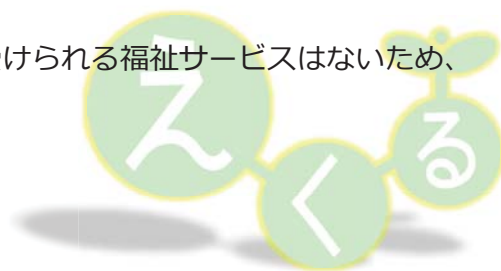
→結果的に、**家族が抱え込んでしまう**

「誰かが」「どこかが」抱え込まざるを得ない状況には限界が来る。



家族に向けたアプローチも大事。家族が家族として受けられる福祉サービスはないため、福祉サービス以外の仕組みが必須

→相談機関の広報や見守り、声掛け。



R2年度えくる報告

27

3-2.社会的孤立がご本人と家族を追い込む ご本人・ご家族の安全を確認してほしい

精神科通院をしていたが、体調が悪化し退職となった。病状悪化も手伝い、家族のストレスが上がり、時には暴力に発展することもあるようだ。なんとか安全にご本人もご家族も過ごせないだろうか。

ご本人の状況を確認し生活安定のため関わる。

- 収入確保のため障害年金の申請をお手伝い。
- 分離の為、通所先や短期入所、グループホームなども見学に行く。

一旦、病状も落ち着けるために入院手続きをお手伝いし、入院となった。

ご自身が安心して過ごせる場所がなかなか見つからず。えくるで日中過ごしてもらい、ご本人とご家庭の距離を保つ時間も設けた。

今後もモニタリングを行いながら、安心できる環境づくりを行っていく。

退院時、まだ通所につながる状況ではなさそうだったため、訪問看護の導入をすすめ、現在ご家庭に戻っている。



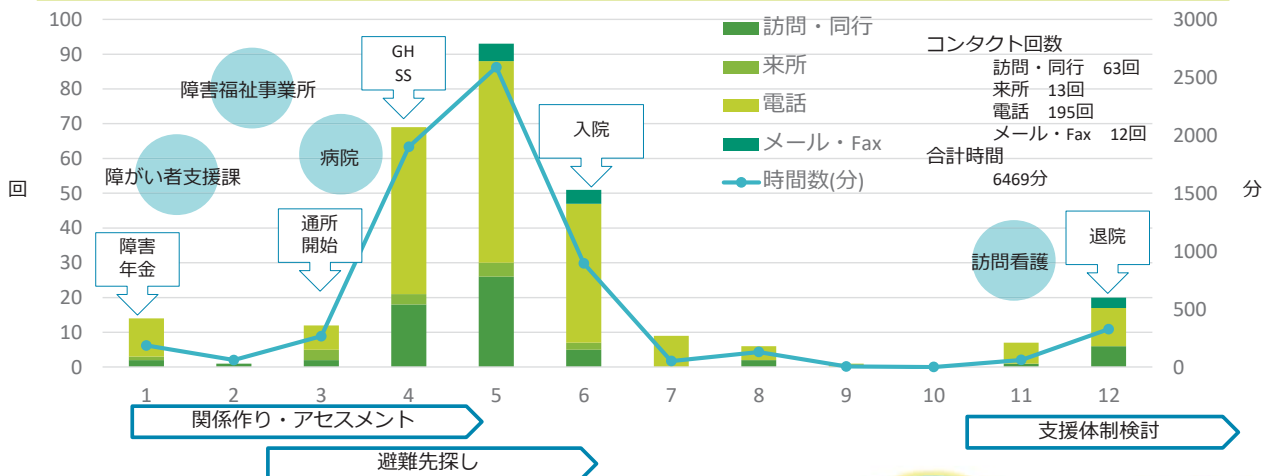
R2年度えくる報告

- 16 / 22 -

28

3-2.社会的孤立がご本人と家族を追い込む ご本人・ご家族の安全を確認してほしい

同様のケースの中からの一例の対応

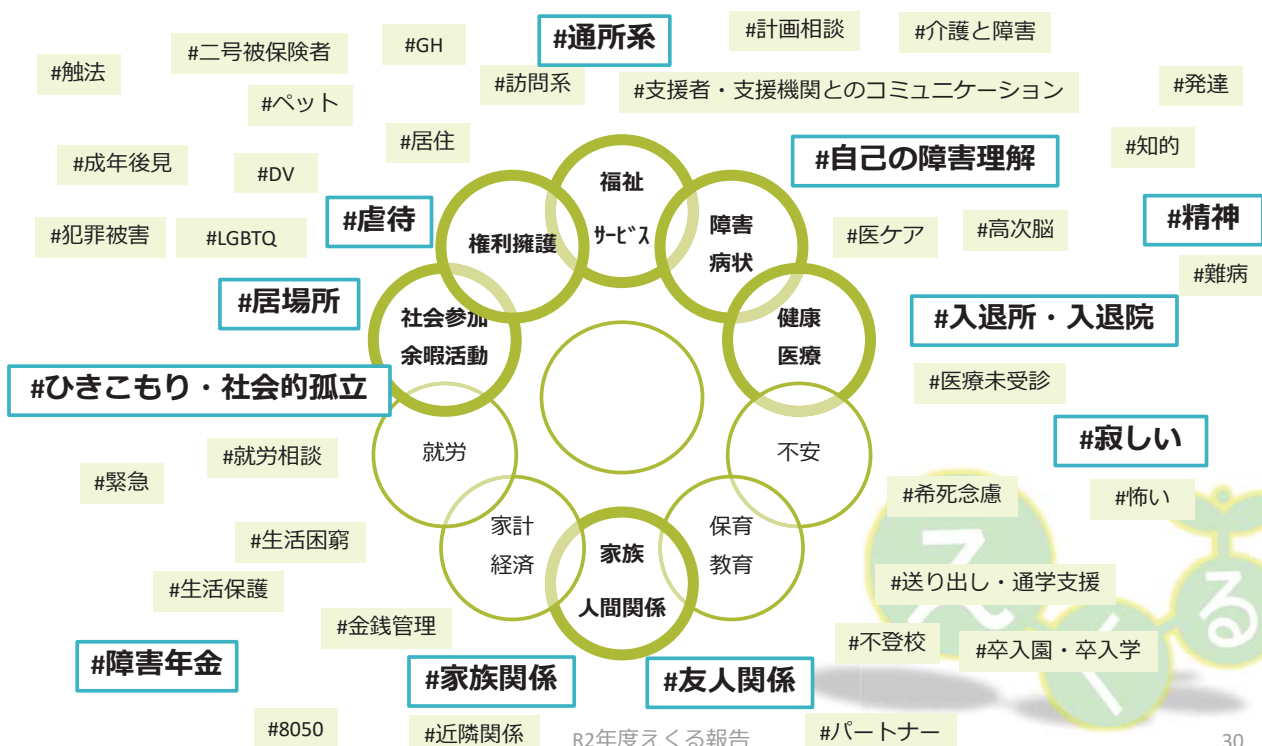


○抱えていた課題

ご本人の傷つきをご家族、支援者が受け止める機会を作ることが難しかった
本人家族が双方に不満を抱いていたが、相談が適切にできていなかった
家族関係の不和もあり、キーパーソンに負荷がかかりすぎ疲弊し、家族全体がパワーレスとなった
○見えてきた地域課題をどうしていくか
家族のインパクトと家族の抱え込みを緩和するために通常時からの適切な相談先の確保と
障害福祉サービスにつながりにくい方々の居場所づくり、緊急時のSS先の確保を行う

R2年度えくる報告

3-2.社会的孤立がご本人と家族を追い込む



R2年度えくる報告

3-3. 一人では住まいを見つけられない

住まいに関する相談

年間 **238名**

実働時間 **1,000時間**
(1日あたり4時間)

住宅入居等支援事業の相談

年間 **50件**

賃貸契約 **26件**

※賃貸契約による一般住宅及び公営住宅の入居にあたって行う支援

【住まい】についての困りごとの一例

- ・ 身寄りのない高齢・障がい者の**緊急連絡先、保証人不在**で契約が出来ない
- ・ 近隣トラブルなどの経緯があって**保証会社が通らない**
- ・ 家がないと**生活保護申請**出来ないvs生保でないと家が決まらないジレンマ
- ・ 公共交通機関やタクシーを使えないご本人はお引越しよう**移動**するか？



住まいの課題は分野横断で整備すべき市川市内の課題と考へ、
市川市内の機関で住まいに関する勉強会を開催
R2年度3回（2020年10月・11月・3月）

R2年度えくる報告

31



3-3. 一人では住まいを見つけられない 生活困窮者支援機関よりきょうだいの自立を支援してほしい

高齢の両親が亡くなりきょうだい二人での生活になった。本人は孤立しており、障害が疑われる。きょうだいの関係が悪いので、兄弟それぞれに別の支援機関がつき、自立の手伝いを行うこととなった。

連絡がついたりつかなかったりを
繰り返しながら数カ月かけて転居。

ご本人だけで難しい部分をお手伝
いし、生活を整えた。

ご本人を訪問するが、
気配はあるものの出
てきてはもらえない。
4回目で初めて会え
た。

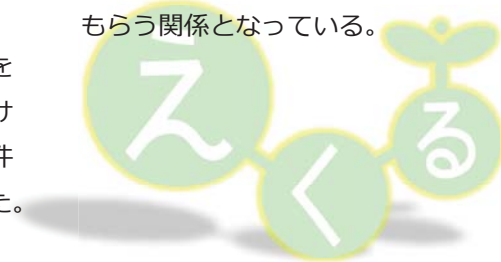
その後も、会えたり会えなかったりを
繰り返し、メールでもやりとりを続け
ながら、不動産屋への同行も含め物件
を一緒に探し、契約までたどり着いた。

その後、不安なことがあると
ご本人のタイミングで電話を
もらう関係となっている。

R2年度えくる報告

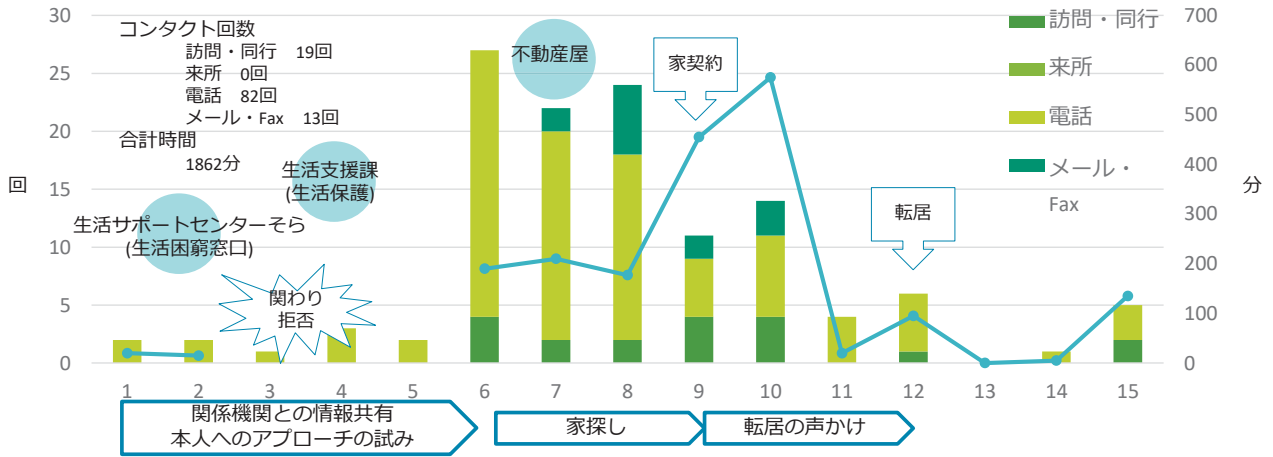
- 18 / 22 -

32



3-3.一人では住まいを見つけられない 生活困窮者支援機関よりきょうだいの自立を支援してほしい

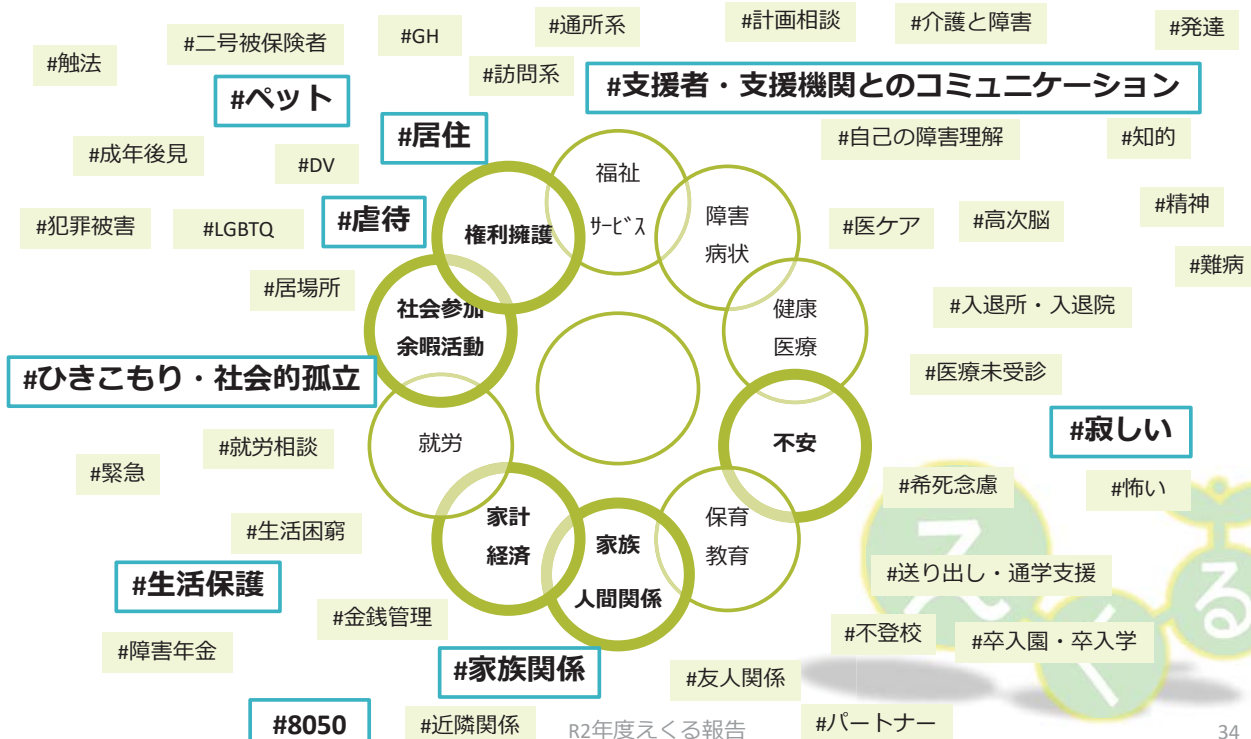
同様のケースの中からの一例の対応



- 抱えていた課題
 - ・きょうだいの関係が悪化しており、協力を求めることができなかった。
 - ・猫数匹と一緒に転居ということで、物件探しが難航した。
 - ・本人の体調の波があり、本人のペースと周囲（不動産関係、家族、支援機関）のペースとの調整の必要があった。
- 見えてきた地域課題をどうしていくか
 - ・不動産屋などの地域資源も巻き込んだ支援関係の構築。
 - ・多頭飼育の課題。

R2年度えくる報告

3-3. 一人では住まいを見つけられない



R2年度えくる報告

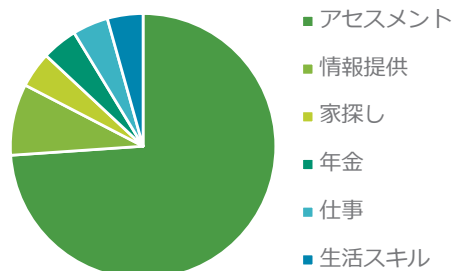
3-4.世帯をまるごと支援するための連携の在り方

高齢者支援機関からの相談

R2年度新規 **23名** / 417名
(全体の5.5%)

5名 介護CM
18名 高齢者サポートセンター
(地域包括支援センター)

えくるに求められる役割



- ・ 関わっている方のご家族に引きこもっている方がいるので**アセスメント**してほしい。
- ・ キーパーソンとのやり取りが難しい。障害が疑われるのでご家族支援に入ってほしい。



障がいのある方、高齢の方のいらっしゃる世帯とのかかわり方について地域で相互に学ぶ機会として地域ケア会議に参加。(R2年度2回参加)
介護、障害、それぞれの視点からのご家族への関わりを検討して行ける機会を作っていきたい。

R2年度えくる報告

35

3-4.世帯をまるごと支援するための連携の在り方 計画相談事業所より母の支援者との連携がうまくいかない

介護保険を利用している母と障害福祉サービスを利用している本人の2人世帯。母の入院後、母の年金の管理を始めた本人が使い込んでしまう。本人の不安も強そう。今後の生活を考えていくのに関係者も多くすり合わせが難しいので、一緒に考えてほしい。

母の入院費工面も難しい様子。
高齢者サポートセンター(地域包括)が母の方のサポートをしてきているが、ご本人も不安な様子。服薬も自己管理。

母は退院時にケアマネも付き、成年後見の手続きもしていくことになった。しかし、本人が通帳を持っていることもあり、ご本人にも成年後見をつける必要があるそう。

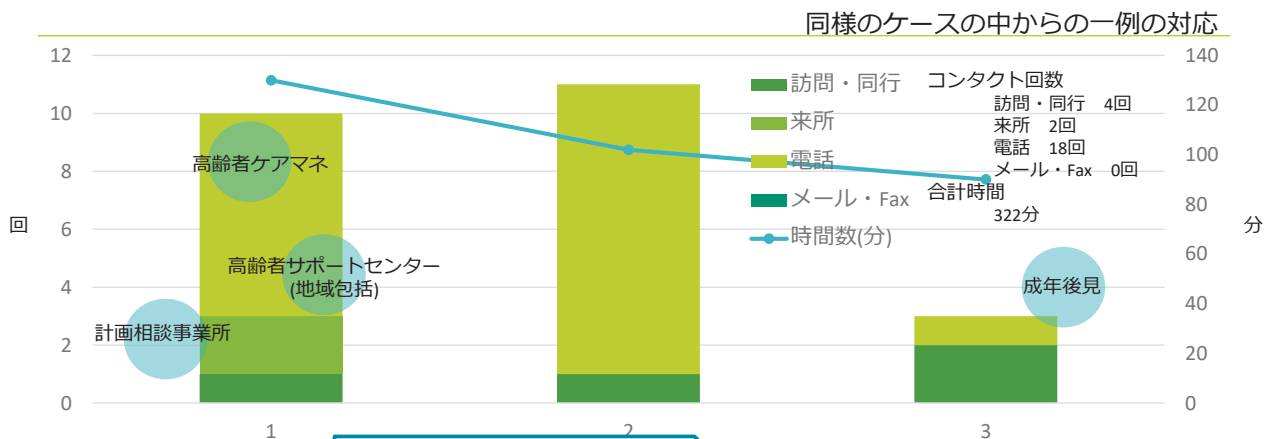
ご本人の不安は収まらず、母の支援者からご本人はグループホーム入居などもすすめられた。ご本人としても成年後見やグループホームなど安心して暮らしたい気持ちはあるものの、変化に対する不安もあり選択は難しい様子。

R2年度えくる報告

- 20 / 22 -

36

3-4.世帯をまるごと支援するための連携の在り方 計画相談事業所より母の支援者との連携がうまくいかない



○抱えていた課題

- 親子の密着が強く、課題整理が十分に出来ない状態だったが、母の入院という急激な状況の変化で各所との早急な調整が必要になった
- 急激な変化への不安をくみ取りながら、慎重かつ迅速な判断が求められた

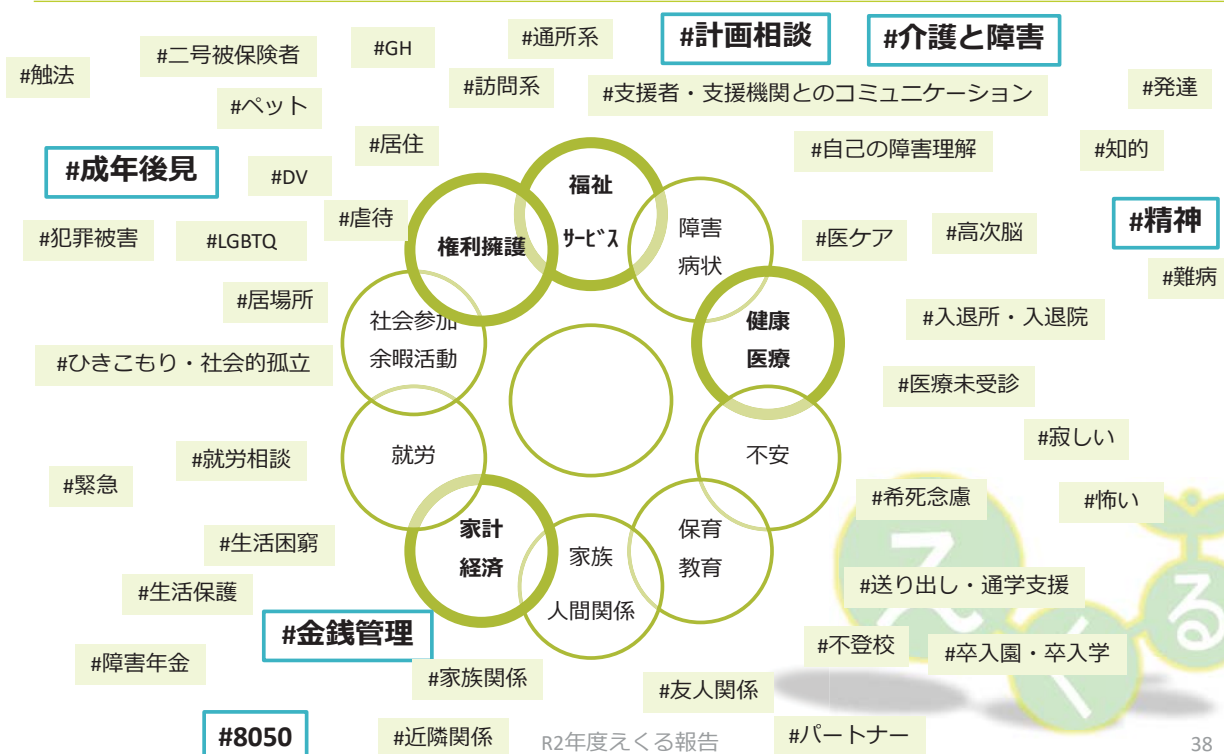
○見えてきた地域課題をどうしていくか

- すでに地域の支援につながっていたとしても、現状を共有しつつ緊急事態が発生した時の具体的な支援の方向性を日常的に確認しておくことが大切
- 介護保険と本人の支援者、各々の支援内容のアウトラインの確認と動き方の丁寧なすり合わせ、世帯全体をみながら整理をする機関の介入も必要

R2年度えくる報告

37

3-4.世帯をまるごと支援するための連携の在り方

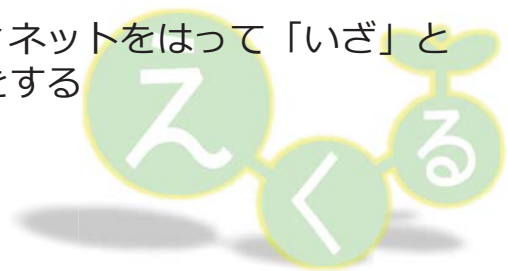


R2年度えくる報告

38

相談事例を通して 日常の延長の緊急をふせぐために

- ① 高齢者サポートセンター(地域包括)などの高齢者支援や社協など地域福祉関係などとのさらなる連携で、障害者がいる世帯を把握できるチャンネルを増やす
- ② 緊急的な支援や困難ケースへ対応できる支援機関ではなく、日常の中でゆったり関わり続けられる支援機関の整備をする
- ③ 個人、世帯を支える関係者がセーフティネットをはって「いざ」というときを支えられるよう支援の整備をする

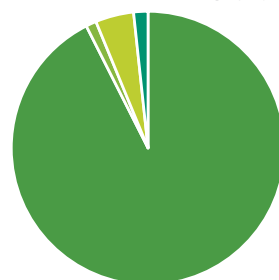


R2年度えくる報告

39

えくるとしての今後の希望

R2年度えくるの事業別内訳



- 障害者相談支援業務
- 権利擁護業務
- 住居人居等支援業務
- 地域の相談支援体制への支援等に関する業務

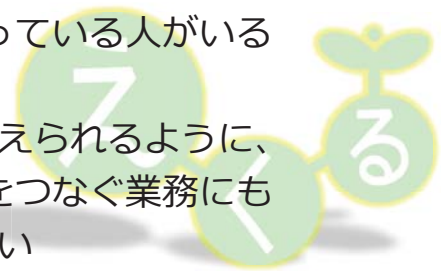
個別の相談支援業務の中から見えてきた課題が見えてくる



ひとりひとりの「困った」は他にも困っている人がいる



複合課題を抱える相談者さんを地域で支えられるように、
えくるとして、地域とつながる、地域をつなぐ業務にも
より重点をおいていきたい



令和3年度 第2回 基幹相談支援センター運営協議会 次第

1 日時：令和3年10月28日(木)10時00分～遅くとも12時00分まで

2 場所：市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室

3 議事

	資料	ページ
(1) 開会		
(2) 課題検討	① 前回の概要	2
	② 今回のポイント	3
	③ 資料(1) 人口と障害者手帳所持者数の状況	4
	④ 資料(2) 人口に対する障害者手帳所持者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数の割合	5
	⑤ 資料(3) 近隣市の相談機関設置状況	6
	⑥ 資料(4) 障害者手帳所持者数に対する支給決定者数の割合	7
	⑦ 参考資料(基幹相談支援センターとは)	8
	⑧ 参考資料(“委託の相談支援事業所”とは)	12
	⑨ 参考資料(地域活動支援センターとは)	17
	⑩ 参考資料(県条例)	22
	⑪ 参考資料(市規則(抄))	31
(3) 閉会		

※ ⑦～⑪の参考資料は、そもそもの法令等の規定の確認にお使いいただければと思います。

1 日時

令和3年8月24日（火）13時28分～15時26分

2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1集会室

3 出席者

朝比奈委員、新福委員、岩崎委員、西村委員、木下委員、山崎委員、徳江委員、高木委員
（欠席：都筑委員）

えくる 長坂氏、芦田氏

事務局：市川市障がい者支援課 沓澤主幹、夏見副主幹、牧野主査

4 概要

○令和2年度えくる業務報告資料（7月8日の相談支援部会で示されたもの）に基づき、令和2年度のえくるの業務について長坂氏、芦田氏より説明。

○今回の報告資料は、ある特定のケースをピックアップして対応状況を説明するのではなく、特徴的な主要なパターンを4つ例示しており、現在の相談対応状況がよく分かるものになっている、との意見あり。

○今回の会議における主な議論をまとめると、次のとおりとなった。

- ① えくるのケースとして「ある程度の期間、対応が続きながらも、動きがない、少ない方」を、終了ケースとする、という考え方は取れるが、一方、そのような方は、自分からはSOSを出さないだろうから、終了ケースとせずつないでおく、ということがある。そのように“細く長く”つないでおくための仕組み、日常の中でゆったり関わり続けられる仕組みが必要かもしれない。
- ② 南八幡メンタルサポートセンターが民営化されたことで、精神障がいの方の日常的な不安などを受けとめる場が減ってしまったことは、間違いなさそうである。そのしわ寄せが、障がい者支援課にもえくるにも来ていると思われる。南八幡メンタルサポートセンターを元に戻す（相談業務も行うようにする）という選択肢だけではなく、ピアサポートなども含めて検討してはどうか。
- ③ 今回挙げられたような4つの特徴的なケース以外にも、数は少なくとも、見逃せない課題があるのではないか。例えば、医療的ケアや強度行動障がいなど。そのような方の対応については、障がい者支援課が抱えざるを得なくて、入所調整をしているという面がある。地域の課題として取り上げていく必要があるのではないか。
- ④ お子さん（障がい児）のことについては、子育て中の親御さんの支援を行うリソースが少なく、親御さん自身に生きづらさがあることがある。また、特別支援学校に通う不登校の子への相談対応は、市教育センターが行わないなど、制度の狭間に落ちているのではないか。えくるとしても、事例を提出していてもいいのではないか。

今回のポイント (ざっくりと)

<前提>

- 障害者手帳所持者の総数は増えている (身体 = 微減、療育 = 微増、精神 = 増) 【資料(1)】
- えるも障がい者支援課も忙しく、特に精神障がいの方の対応に時間がとられている
- 市川市は精神障がいの方が多い? (身体・療育に比べると精神の手帳所持者は他市よりやや多めか) 【資料(2)】

↓

(相談機関、サービス事業所など、全てつながって関係し合っているので、一概に「ここだけが原因」とは言えないのだが、) えるや障がい者支援課の現状の改善のためには、

- 相談機関*の増設のために公費をさらに投入することを目指してもいいのではないか? (といま市では考えています) (*…基幹相談支援センター、“委託の相談支援事業所”、指定特定相談支援事業者)
- ※ 近隣市(松戸、浦安、船橋、鎌ヶ谷)をみても、特定相談支援事業以外の障がい者向け相談機関が基幹1つのみなのは市川市だけ。かけている予算も市川市は他市より少なかった。【資料(3)】

↓

- では、特定相談支援事業の担い手を増やすことを目指すのか、それとも、基幹相談支援センターや“委託の相談支援事業所”を増やすことを目指すのか?

↓

- 前回(R3.8.24)の基幹相談支援センター運営協議会では、「サービスにつながりづらい人が多い」という意見あり

(基幹相談支援センターが初めに対応に入っても → ゆくゆくは指定特定相談支援事業者にバトンタッチし → 障害福祉サービス等*の利用につなげる、という流れに乗るとよいのだが、障害福祉サービス等も全てのケースに対応しきれない、という意見)

(*…障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス、障害児通所支援)

- ※ 障害者手帳所持者数に対する支給決定者数の割合は、微増が続いているものの、「何らかの支援が必要なのに障害福祉サービス等を利用していない方」は、一定程度いそうである。【資料(4)】

↓

- よって、“何でも屋”的に柔軟に対応できる「基幹相談支援センター」や“委託の相談支援事業所”といった機関を増設するのが、効果的なのではないか?

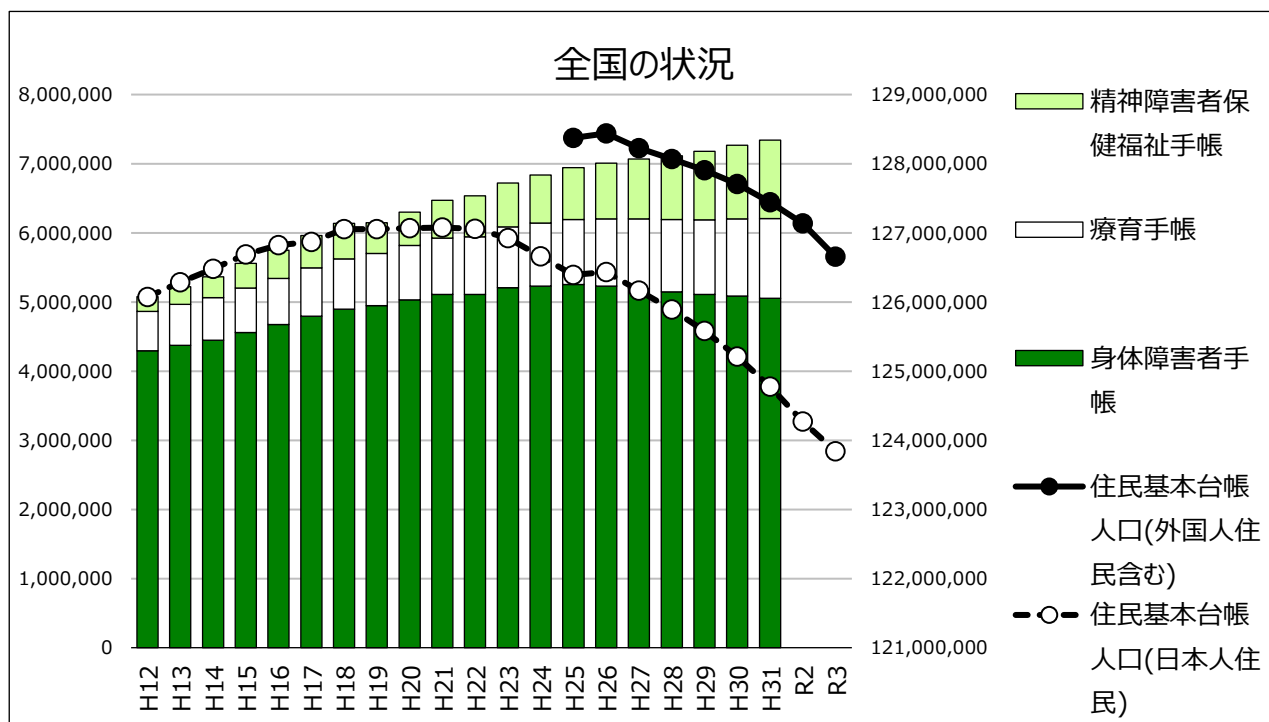
↓

- では、市川市の場合、既に「基幹相談支援センター-える(大洲、行徳)」がある中で、どのようなかたちの機関を、どこに、どのくらいの規模で、えるとどういう役割分担で、設置するのがよいか?

<ポイント>

- ※ もう一つの基幹相談支援センターを作る案
- ※ “委託の相談支援事業所”を作る案
- ※ 新たに作る機関は、えると同じ役割にするのか、性格に差を設けるのか
- ※ 「相談」や「アウトリーチ」だけに動く機関ではなく、障がい者が行ける“場”ともなれる機関が必要という意見
- ※ 特に精神障がいの方への対応に強い機関が必要という意見
- ※ 市民目線で見るとどうか(分かりやすいか)

資料(1) 人口と障害者手帳所持者数の状況



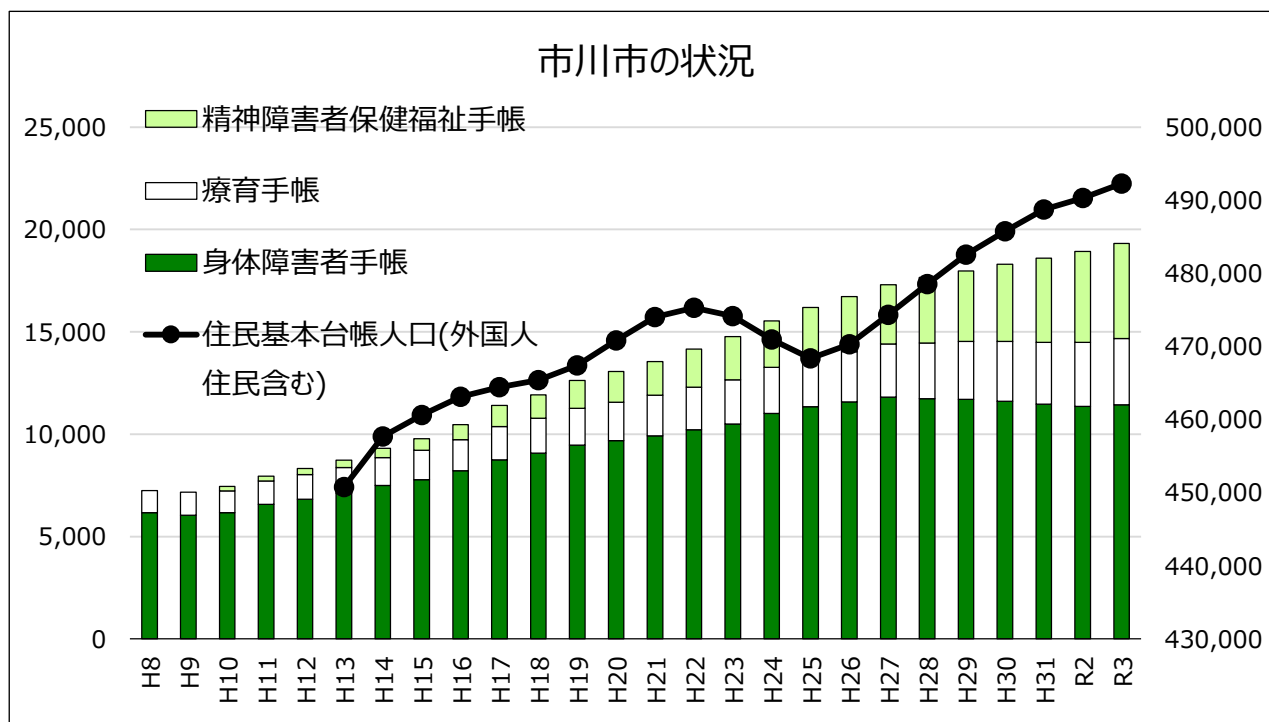
※ 住民基本台帳人口は、H12～H25は3月31日時点の値、H26からは1月1日時点の値。政府統計の総合窓口(e-Stat)より。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200241&tstat=000001039591>

※ 障害者手帳交付台帳登録者数は、各年度末時点の値。厚生労働省の福祉行政報告例

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)、衛生行政報告例

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html>)より。



資料(2) 人口に対する障害者手帳所持者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数の割合

(※ 各数値は令和2年中の任意の日時点の数値。いつ時点かは多少異なる。)

	市川市	松戸市	浦安市	船橋市	鎌ヶ谷市	柏市	千葉市	江戸川区	千葉県	全国
住民基本台帳人口 (A)	490,330	498,994	170,978	643,971	110,038	426,128	973,121	699,776	6,321,366	127,138,033
身体障害者手帳所持者数 (B)	10,408	13,163	3,126	15,968	3,287	11,915	29,799	19,727	179,242	5,054,188
療育手帳所持者数 (C)	2,637	3,484	835	3,620	744	2,754	7,192	5,207	44,038	1,151,284
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (D)	4,325	4,197	1,188	5,377	908	3,553	9,162	7,125	51,503	1,135,450
自立支援医療(精神通院医療)受給者数 (E)	7,435	7,218	1,918	9,143	1,805	6,477	16,759	12,059	94,257	2,183,899
身体障害者手帳所持者の割合 (B/A)	2.12%	2.64%	1.83%	2.48%	2.99%	2.80%	3.06%	2.82%	2.84%	3.98%
療育手帳所持者の割合 (C/A)	0.54%	0.70%	0.49%	0.56%	0.68%	0.65%	0.74%	0.74%	0.70%	0.91%
精神障害者保健福祉手帳所持者の割合 (D/A)	0.88%	0.84%	0.69%	0.83%	0.83%	0.83%	0.94%	1.02%	0.81%	0.89%
自立支援医療(精神通院医療)受給者の割合 (E/A)	1.52%	1.45%	1.12%	1.42%	1.64%	1.52%	1.72%	1.72%	1.49%	1.72%

<住民基本台帳人口>

R2.4.1時点又はR2.3.31時点の数値。各市ウェブサイトより引用。全国人口は総務省Webサイトより(R2.1.1時点)。

<身体・療育・精神手帳所持者数>

市川市～千葉市と千葉県は、千葉県ウェブサイトより(R2.3.31時点)。江戸川区は、R2.10月中に本市から任意回答で調査を行った結果(R2.7.1時点)。

全国は、厚生労働省の令和元年度福祉行政報告例、衛生行政報告例より。令和元年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数、療育手帳交付台帳登録数、精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数(有効期限切れを除く)。

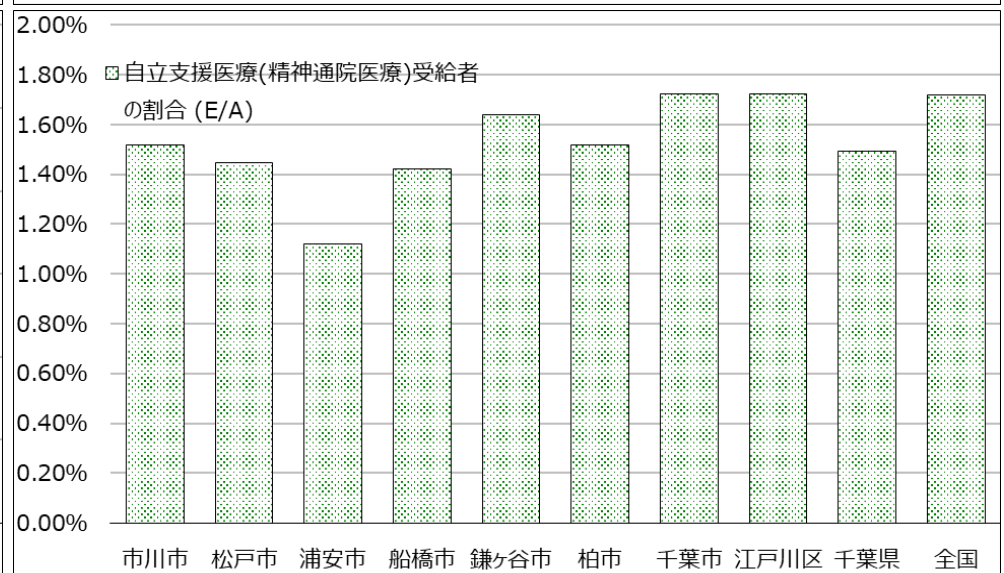
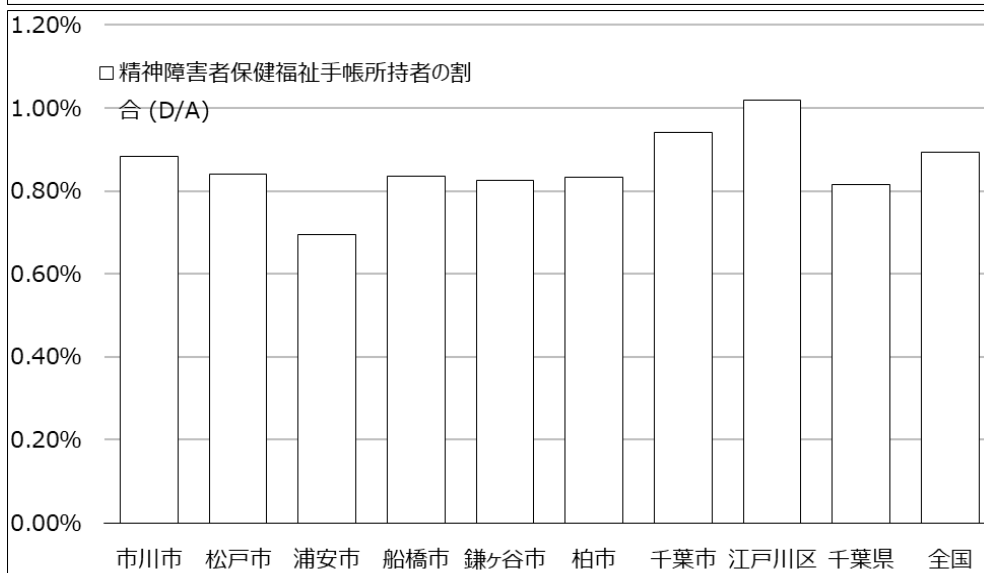
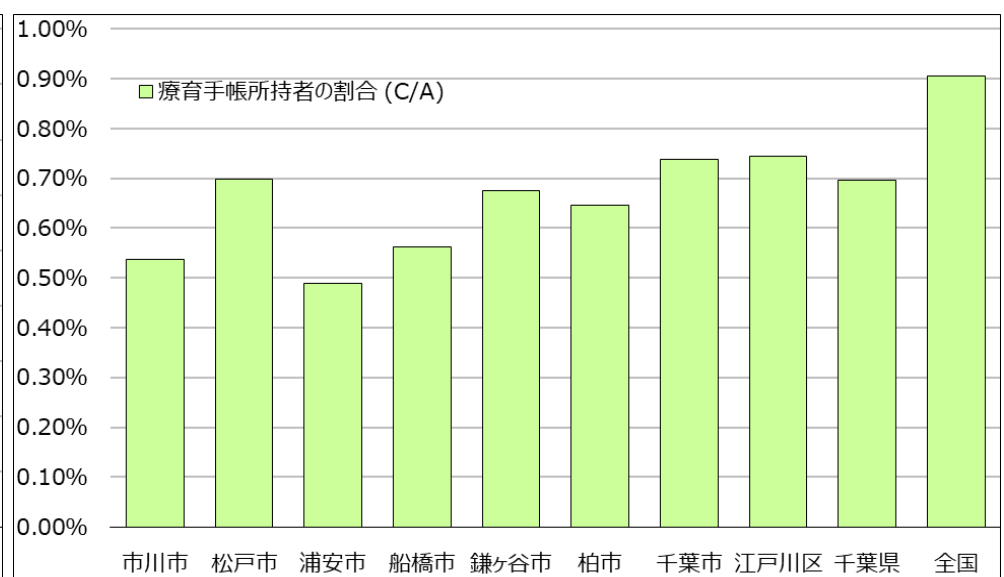
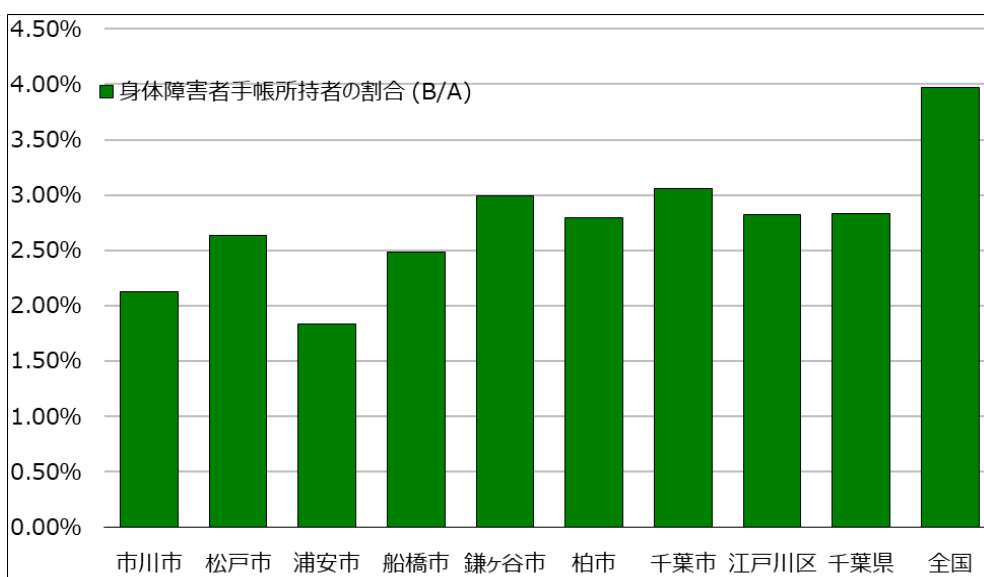
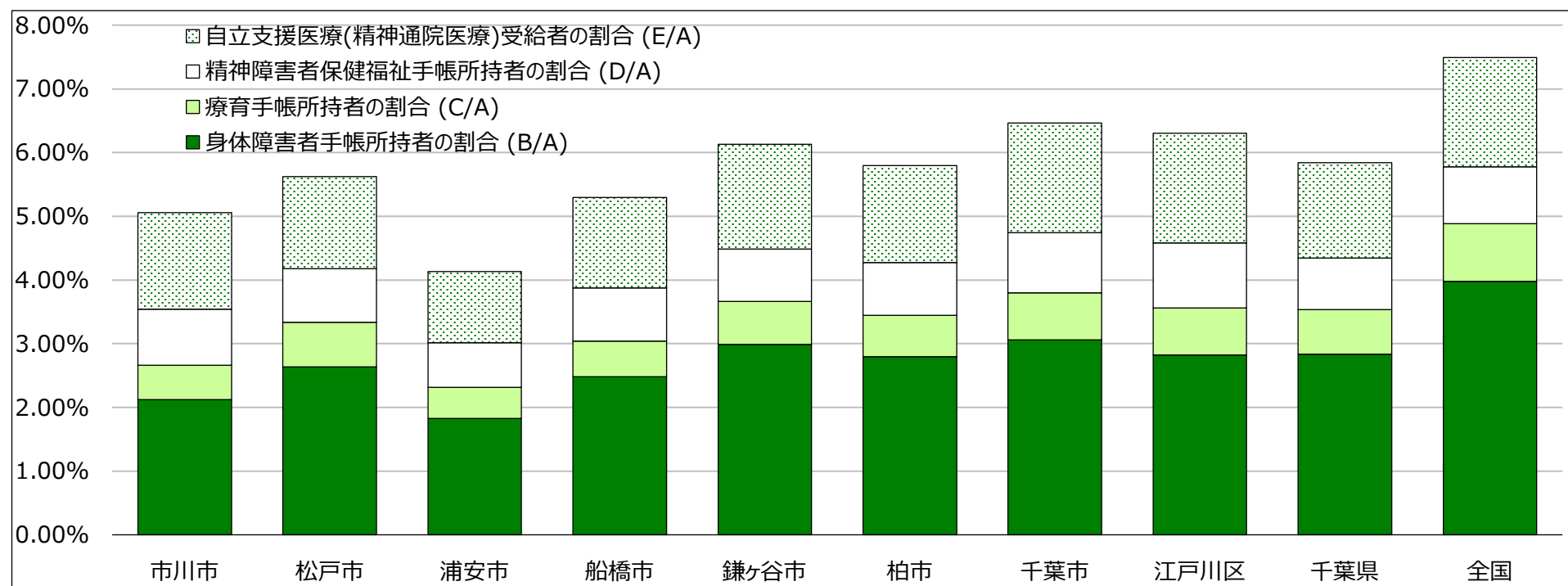
<自立支援医療(精神通院医療)受給者数>

市川市～柏市は、千葉県精神保健福祉センターが公表している資料より(R2.3.31時点)。千葉市は、千葉市精神保健福祉課に確認した数値(R2.3.31時点)。

江戸川区は、江戸川保健所に確認した数値(R2.4.1時点)。千葉県は、千葉県精神保健福祉センターが公表している資料と千葉市精神保健福祉課に確認した数値の合計。

全国は、令和元年度福祉行政報告例より。令和元年度末(R2.3.31)現在。

※ ウェブサイト等で公表されているもの以外の数値については、正式なものではないため、この資料以外への転用等をご遠慮ください。



資料(3) 近隣市の相談機関設置状況

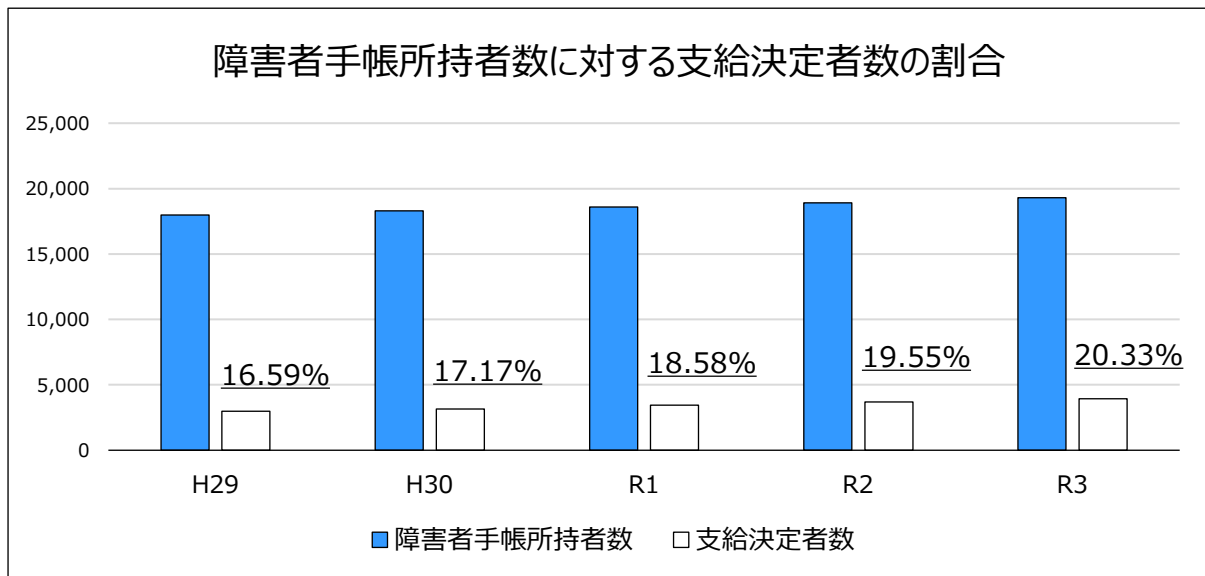
※ R3年度

	市川市	松戸市	浦安市	船橋市	鎌ヶ谷市
基幹相談支援センター	1	3	1	1	1
“委託の相談支援事業所”	0	0	3	1	1

(※R3年7月に近隣市に電話にて調査)

- ※ 松戸市は、R2年度までは基幹が1、“委託の相談支援事業所”が「ハートオン相談室」3、「サポートセンター沼南」1、「ふれあい相談室」1だった。
R3年度は、ハートオン相談室の受託法人のうちの1つと、ふれあい相談室の受託法人に、新たに基幹業務を委託し、“委託の相談支援事業所”は「サポートセンター沼南」以外は廃止した。なお、「サポートセンター沼南」は、柏、松戸、流山、野田4市で委託している相談機関であり、柏市にある。
- ※ 浦安市の“委託の相談支援事業所”3は、3つとも業務委託であるわけではなく、業務委託のところは1、指定管理者制度による管理のところは2。
R1年度までは基幹1・それ以外の相談機関1。R2年度途中から基幹1・それ以外の相談機関2。R3年度から基幹1・それ以外の相談機関3。
- ※ 船橋市は、R2年度から“委託の相談支援事業所”を設置。委託料の額は、1名分程度。
- ※ 鎌ヶ谷市は、R1年度までは“委託の相談支援事業所”が2つだったが、R2年度から1つに減。委託料の額は、1名分程度。
- ※ ここには額は載せていないが、市川市が基幹相談支援センター及び“委託の相談支援事業所”にかけている予算は、各市の障害者手帳所持者数に対する予算の規模で見ても、各市の一般会計に占める予算の割合で見ても、他4市と比べて、最も少なかった。

資料(4) 障害者手帳所持者数に対する支給決定者数の割合



※ 障害者手帳所持者数は、各年の4/1時点データ(R1以降は3/31時点データ)。

身体・療育・精神の各手帳の所持者数の単純合計であり、重複がある。

※ 支給決定者数は、各年の4月分データ。障害者総合支援法に基づく支給決定を受けている者の数と児童福祉法に基づく通所給付決定を受けている者の数の合計であり、重複を削除している。

基幹相談支援センターとは

(2021年10月 障がい者支援課作成)

基幹相談支援センターのことを規定した法令等の規定を載せました。

読みづらいかもしれませんが、規定の正確な把握のため、あえて条文をそのまま載せています。

そもそもの法令等の規定を確認するときにお使いいただければと思います。

1 法律 (障害者総合支援法)

(基幹相談支援センター)

第 77 条の 2 **基幹相談支援センター**は、地域における相談支援の**中核的な役割を担う機関**として、前条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 49 条第 1 項に**規定する業務を総合的に行うこと**を目的とする施設とする。

2 市町村は、**基幹相談支援センターを設置することができる。**

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第 1 項の事業及び業務の実施を**委託することができる。**

4 前項の委託を受けた者は、第 1 項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、**基幹相談支援センターを設置することができる。**

5 **基幹相談支援センターを設置する者は、第 1 項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法に定める民生委員、身体障害者福祉法第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第 15 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。**

6 第 3 項の規定により委託を受けて第 1 項の事業及び業務を実施するため**基幹相談支援センターを設置する者**（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村の地域生活支援事業)

第 77 条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、**地域生活支援事業**として、次に掲げる事業を行うものとする。

一、二 (略)

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの**相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜**を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五～九 (略)

2、3 (略)

2 法律（身体障害者福祉法）

（援護の実施者）

第9条（略）

2～4（略）

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一（略）

二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

6～9（略）

3 法律（知的障害者福祉法）

（更生援護の実施者）

第9条（略）

2～4（略）

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一（略）

二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

6、7（略）

4 法律（精神保健福祉法）

（事業の利用の調整等）

第49条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において（以下略）。

2～4（略）

5 省令 (障害者総合支援法施行規則)

(法第 77 条の 2 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める者)

第 65 条の 14 の 2 法第 77 条の 2 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める者は、**一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者**とする。

(基幹相談支援センターの設置の届出)

第 65 条の 14 の 3 法第 77 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 基幹相談支援センター (法第 77 条の 2 第 1 項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。) の名称及び所在地
 - 二 法第 77 条の 2 第 3 項の委託を受けた者 (以下この条において「受託者」という。) であって、同条第 4 項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日
 - 四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
 - 五 基幹相談支援センターの平面図
 - 六 職員の職種及び員数
 - 七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 営業日及び営業時間
 - 九 担当する区域
 - 十 その他必要と認める事項
- 2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

6 通知 (地域生活支援事業等の実施について)

別紙 1 地域生活支援事業実施要綱

(別記 1-3) 相談支援事業実施要領

【別添 2】基幹相談支援センター

1 目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 49 条第 1 項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

2 設置主体

(1) 市町村

(2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受け等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

(4) 権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

“委託の相談支援事業所”とは

(2021年10月 障がい者支援課作成)

いわゆる“委託の相談支援事業所”とは、**市町村から障害者相談支援事業の業務の委託を受けた指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者**のことを指すことが多いです。

ですので、「障害者相談支援事業」とは何かを確認するのにお使いいただければと思います。
読みづらいかもしれませんが、規定の正確な把握のため、あえて条文をそのまま載せています。

1 法律（障害者総合支援法）

（市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一、二 （略）

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

四～九 （略）

2、3 （略）

2 省令（障害者総合支援法施行規則）

（法第77条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第65条の10 法第77条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

3 通知（地域生活支援事業等の実施について）

別紙 1 地域生活支援事業実施要綱

（別記 1-3）相談支援事業実施要領

1 目的

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（注） 交付税を財源として実施される「障害者相談支援事業」に加えて、国庫補助の対象となる事業について、以下のとおり示したものである。

なお、相談支援事業のうち、**一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」**については、別添 1 のとおりである。

2、3 （略）

【別添 1】障害者相談支援事業

1 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については**常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託可**）

（注 1） 指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、市町村が設置する自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

3 事業の具体的内容

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介 等

（注 2） 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害支援区分に係る認定調査の委託が可能。

4 相談支援体制の例

相談支援体制については、市町村が設置する協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。

なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (2) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

5 権利の擁護のために必要な援助の例

障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。

なお、2 親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第 28 条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 に基づき、民法第 7 条（後見開始の審判）、第 11 条（保佐開始の審判）、第 15 条第 1 項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。

また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求などの権利行使の援助を行うよう努めること。

4 参考 (基本相談支援と相談支援事業の違い)

(※「基本相談支援」= 指定特定相談支援事業者が行う事業の一部。基本相談支援と計画相談支援のいずれも行う事業を「特定相談支援事業」といい、市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者を「指定特定相談支援事業者」という。)

基本相談支援と相談支援事業の規定の違いは、下記の二重下線部分です。

基本相談支援 (法 5 条 19 項、則 6 条の 11)	相談支援事業 (法 77 条 1 項 3 号、則 65 条の 10)
	<u>障害者等が「障害福祉サービスその他のサービス」を利用しつつ、「自立した日常生活又は社会生活」を営むことができるよう、</u>
地域の障害者等の「福祉に関する各般の問題」につき、	地域の障害者等の「福祉に関する各般の問題」につき、
○訪問等の方法による①本人等に係る状況の把握、②必要な情報の提供及び助言、③相談及び指導、	○訪問等の方法による①本人等に係る状況の把握、②必要な情報の提供及び助言、③相談及び指導、
○本人等と「市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等」との連絡調整(<u>サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く</u>)、	○本人等と「市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等」との連絡調整、
○その他の本人等に必要な支援	○その他の本人等に必要な支援
<u>を総合的に供与すること。</u>	を供与するとともに、
	○ <u>障害者等に対する虐待の防止</u>
	○ <u>及びその早期発見のための関係機関との連絡調整</u>
	○ <u>その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助</u>
	<u>を行う事業。</u>

※ ここでいう「本人等」とは、「障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者」。

※ 「指定障害福祉サービス事業者等」= 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園。

5 考察

- 基幹相談支援センター**と“**委託の相談支援事業所**”を比較してみると、どちらも障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号に基づく業務を行う機関である点は同じであるため、両者が実際に行う業務の内容は、相当似通ってくるのではないかと思います(明確な線引きがしづらい)。
- また、**相談支援事業**(障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号)と、指定特定相談支援事業者の業務の一環である「**基本相談支援**」を比較してみると、やはり内容がよく似ているため、“委託の相談支援事業所”にとっては、その業務が、基本相談支援の業務なのか、障害者相談支援事業の業務なのかが、区別しにくくなりがちであると思います(明確な線引きがしづらい)。
- 近隣市に問い合わせた結果、どの市も、“委託の相談支援事業所”は基幹相談支援センターよりも一段低いところに位置する規模・役割で設置しており、委託料の額にも差がありました。
(また、実際のところ、市として両者の役割分担の整理に苦慮している、という話もいくつかの市から聞きました。)
- さらに、市民目線で考えると、「基幹相談支援センター」ではなく「市から障害者相談支援事業の委託を受けた相談支援事業所です」という看板が掲げられた機関があったとしても、両者の違いや何をする機関なのかが、分かりづらいのではないかと思います。
- 基幹相談支援センターではなく、あえて“委託の相談支援事業所”を作ろうとする場合は、その目的や役割や設置場所をよく整理して設置する必要があると考えます。

地域活動支援センターとは

(2021年10月 障がい者支援課作成)

地域活動支援センターに関わる法令等の規定を載せておきます。

読みづらいかもしれませんが、規定の正確な把握のため、あえて条文をそのまま載せています。

そもそもの法令等の規定を確認するときにお使いいただければと思います。

1 法律（障害者総合支援法）

○「地域活動支援センター」の定義です。

第5条（略）

2～26（略）

27 この法律において「地域活動支援センター」とは、**障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令***で定める便宜を供与する施設をいう。

28（略）

*→施行規則第6条の21

○市町村は、**地域生活支援事業として、「地域活動支援センターに通わせ、厚生労働省令で定める便宜を供与する事業」を行うものとする**、とされています。

この事業の詳細は、**地域生活支援事業実施要綱、市川市地域生活支援事業実施規則**を参照。

（市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～八（略）

九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の**厚生労働省令**^{*1}で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の**厚生労働省令**^{*2}で定める便宜を供与する事業

2、3（略）

*1→施行規則第65条の13

*2→施行規則第65条の14

○誰が「地域活動支援センターを経営する事業」を行うことができるのか、の規定です。

地域活動支援センターは、「障害福祉サービス」には含まれていないことから、自立支援給付の対象外であり、市町村からの補助金くらいしか収入源がありません。

また、都道府県や市町村による事業者の「指定」の仕組みはなく、都道府県への「届出」によって行う事業となっています。

（事業の開始等）

第79条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 障害福祉サービス事業
- 二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- 三 移動支援事業
- 四 地域活動支援センターを経営する事業

五 福祉ホームを経営する事業

- 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令^{*1}で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。
- 3 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令^{*2}で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国及び都道府県以外の者は、第一項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令^{*3}で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

*1→施行規則第 66 条

*2→施行規則第 67 条

*3→施行規則第 68 条

- 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、都道府県が条例で定めなければならないことになっています。

(障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの基準)

第 80 条 都道府県は、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条及び第 82 条第 2 項において同じ。）、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 (略)

3 第 1 項の障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者は、同項の基準を遵守しなければならない。

2 省令 (障害者総合支援法施行規則)

- 障害者総合支援法に基づく施行規則です。

(法第 5 条第 27 項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第 6 条の 21 法第 5 条第 27 項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、**創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援**とする。

(法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する厚生労働省令で定める施設)

第 65 条の 13 法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

(法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第 65 条の 14 法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

第 66 条 法第 79 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の種類（障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。）及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 条例、定款その他の基本約款

四 職員の定数及び職務の内容

五 主な職員の氏名及び経歴

六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

七 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行おうとする場合に限る。）、所在地及び利用定員

八 事業開始の予定年月日

2 法第 79 条第 2 項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第 67 条 法第 79 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第 1 項各号に掲げる事項とする。

第 68 条 法第 79 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

3 通知（地域生活支援事業等の実施について）

○国の「地域生活支援事業実施要綱」です。

ここで初めて「Ⅰ型」、「Ⅱ型」、「Ⅲ型」という概念が出てきます。かつ、ここでしか出てきません。

「Ⅰ型」、「Ⅱ型」、「Ⅲ型」というのは、単に**事業形態の例**として示されているものです。

別紙 1 地域生活支援事業実施要綱

（別記 1-10）地域活動支援センター機能強化事業実施要領

1 目的

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。

ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。

3 事業内容

基礎的事業（注 1）に加え、本事業を実施する。なお、**本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。**

（注 1）基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（法第 80 条第 1 項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を

満たすものであること。)として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。(財源は交付税により措置)

(1) 事業形態の例

ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

(ア) 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

(イ) このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

(2) 職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業(注2)による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。

(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

(3) 利用者数等

上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

1日当たりの実利用人員が概ね20名以上。

イ 地域活動支援センターⅡ型

1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。

3 留意事項

(1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。

(2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

4 千葉県条例（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例）

○別紙の県条例を参照してください。地域活動支援センターの**設備や運営に関する基準**が定められています。

5 市川市規則（市川市地域生活支援事業実施規則）

- 別紙の市川市地域生活支援事業実施規則を参照してください。
- 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号の規定に基づき市川市が**地域生活支援事業**として実施する「地域活動支援センターに通わせ、厚生労働省令で定める便宜を供与する事業」の内容が、この第 5 章の 2 に書かれています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域
活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十一日

条例第九十二号

改正 平成二五年 七月 九日条例第 令和 三年 三月 九日条例第
四八号 九号
令和 三年 七月二〇日条例第
二四号

注 令和三年七月二〇日条例第二四号による改正は、令和三年八月一日から施行
につき、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域
活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定
により、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとす
る。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関
する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）の例による。

一部改正〔平成二五年条例四八号〕

(基本方針)

第三条 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社
会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機
会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与
を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」とい
う。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの
提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、
市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービス事業を行う者その他の
保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければなら
ない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な
体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じな
なければならない。

一部改正〔令和三年条例九号〕

(運営規程)

第四条 地域活動支援センターは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第五条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例九号〕

(サービスの提供の記録)

第六条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第七条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。
 - 一 前条に規定するサービスの提供の記録
 - 二 第十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 三 第十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(規模)

第八条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第九条 地域活動支援センターは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援

センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

二 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。

二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第十条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 施設長 一

二 指導員 二以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第十一条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうち、それぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十二条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第十三条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しな

ければならない。

(工賃の支払)

第十四条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第十四条の二 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

追加〔令和三年条例九号〕

(定員の遵守)

第十五条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条の二 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和三年条例九号〕

(衛生管理等)

第十六条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを

含む。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- 二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

一部改正〔令和三年条例九号〕

(秘密保持等)

第十七条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十八条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。
- 5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十九条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第二十条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとと

もに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- 二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

追加〔令和三年条例九号〕

注 令和三年七月二〇日条例第二四号で、令和三年八月一日から施行第二十条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十一条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年七月九日条例第四十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月九日条例第九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第四条第四項及び第四十六条第二項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定入所施設基準条例」という。)第四条第四項及び第四十三条第二項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第四条第三項及び第四十一条の二(新指定障害

福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百一条第一項において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。))第三条第三項及び第三十二条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、第六条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。))第四条第三項及び第五十九条の二、第七条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。))第三条第三項及び第四十六条、第八条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。))第三条第四項及び第二十条並びに第九条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。))第三条第四項及び第十八条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。))第十三条の二、新指定通所支援基準条例第三十九条の二(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))、新指定入所施設基準条例第三十六条の二(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二(新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八

十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二の規定の適用については、新設備運営基準条例第十三条の二第一項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第一項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第一項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第一項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第一項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第一項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第一項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第一項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第十三条の二第二項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第二項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第二項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第二項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第二項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第二項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第二項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第十三条の二第三項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第三項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第三項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第三項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第三項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第三項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第三項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新設備運営基準条例第十四条第三項、新指定通所支援基準条例第四十二条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十九条第二項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十五条第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第二百二十三条、第二百九十四条の十二並びに第二百九十四条の二十において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第九十二条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第一百七十二条、第一百八十五条、第一百九十条、第二百九十四条、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二及び第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第五十条第二項、新障害者支援施設基準条例第三十九条第二項、新地域

活動支援センター基準条例第十六条第二項並びに新福祉ホーム基準条例第十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年七月二十日条例第二十四号）
この条例は、令和三年八月一日から施行する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 実施事業及びその対象者（第3条・第4条）
- 第3章 移動支援事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業に係る地域生活支援事業費の支給（第5条—第12条の2）
- 第4章 日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援事業費等の支給（第13条—第20条）
- 第5章 意思疎通支援事業（第21条—第26条の2）
- 第5章の2 地域活動支援センター事業（第26条の3—第26条の5）
- 第5章の3 知的障害者職親委託制度事業（第26条の6—第26条の10）
- 第6章 生活支援事業（第27条—第33条）
- 第7章 失語症会話パートナー派遣事業（第34条—第41条）
- 第8章 雑則（第42条—第44条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき地域生活支援事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活支援事業 法第77条の規定による地域生活支援事業をいう。
- (2) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (4) 障害者等 障害者又は障害児をいう。
- (5) 難病患者等 障害者等のうち、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。

第2章 実施事業及びその対象者

（実施事業）

第3条 市長は、地域生活支援事業として、この規則の定めるところにより別表第1の左欄に掲げる事業を実施するものとし、当該地域生活支援事業の内容は同表の右欄に定めるところとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (1)の2 相談支援事業

- ア 障害者相談支援事業
- イ 相談支援機能強化事業
- ウ 住宅入居等支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 福祉ホーム事業
- (4) 社会参加促進事業
 - ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - イ 芸術・文化講座開催等事業
 - ウ 点字・声の広報等発行事業
 - エ 奉仕員養成研修事業
 - オ 自動車運転免許取得助成事業
 - カ 自動車改造助成事業

3 前項各号に掲げる事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(地域生活支援事業の対象者)

第4条 前条第1項に規定する地域生活支援事業を利用することができる者は、別表第2の左欄に掲げる地域生活支援事業の区分に応じ、同表の右欄に定める者で、市内に住所を有するものとする。ただし、市長が必要と認める者は、この限りでない。

第3章 移動支援事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業に係る地域生活支援事業費の支給

(地域生活支援サービスに係る地域生活支援事業費の支給の申請)

第5条 地域生活支援サービス（別表第1に規定する移動支援事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業に係るサービスをいう。以下同じ。）に係る地域生活支援事業費（以下この章において「地域生活支援事業費」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市川市地域生活支援サービスに係る地域生活支援事業費支給申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(地域生活支援事業費の支給の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、地域生活支援事業費の支給の可否を決定し、市川市地域生活支援サービスに係る地域生活支援事業費支給可否決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により地域生活支援事業費を支給する旨の決定（以下この章において「支給決定」という。）を行うときは、地域生活支援サービスの種類ごとに月を単位として12月を超えない期間において地域生活支援事業費を支給する地域生活支援サービスの量（以下「支給量」という。）を定めるものとする。
- 3 市長は、支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下この章において「支給決定障害者等」という。）に対し、支給量を記載した市川市地域生活支援事業受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

第7条～第8条 (略)

(支給量又は負担上限月額の変更)

第9条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る支給量又は負担上限月額の変更を受けようとするときは、市川市地域生活支援サービス支給量・負担上限月額変更申請書（様式第7号）に受給者証及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、市川市地域生活支援サービスに係る支給量・負担上限月額変更可否決定通知書（様式第8号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を可とする旨の決定をしたときは、第1項の規定による申請をした者に対し、受給者証に変更に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(申請内容の変更の届出等)

第10条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間内において、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、市川市地域生活支援サービスに係る地域生活支援事業費申請内容変更届出書（様式第9号）に受給者証及び当該変更があったことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 当該支給決定障害者等の氏名、居住地又は連絡先

(2) 当該届出に係る障害者等が障害児である場合にあっては、当該障害児の氏名、居住地又は当該障害児との続柄

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、受給者証に変更に係る事項を記載し、当該届出をした者に対し、受給者証を返還するものとする。

(受給者証の再交付)

第11条 支給決定障害者等は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、市川市地域生活支援事業受給者証再交付申請書（様式第10号）を市長に提出し、その再交付を受けることができる。この場合において、受給者証を破り、又は汚したことにより当該申請書を提出するときは、当該受給者証を添えなければならない。

2 支給決定障害者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

(受給者証の返還)

第12条 受給者証の交付を受けた者又はその者の親族若しくは縁故者で受給者証を所持するものは、支給決定に係る障害者等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、受給者証返還届（様式第10号の2）に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市外に転出した場合であって、当該支給決定の効力を失うとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 支給決定に係る地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったとき。

(4) 支給決定の有効期間内に別表第2に定める者に該当しなくなったとき。

(地域生活支援事業費の支給決定の取消し等)

第12条の2 市長は、支給決定障害者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定に係る地域生活支援サービスを受ける必要がなくなった場合であって、前条の規定による届出がなされないとき。
- (2) 支給決定の有効期間内に別表第2に定める者に該当しなくなった場合であって、前条の規定による届出がなされないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により支給決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、当該取消しに係る支給決定障害者等に対し、市川市地域生活支援サービスに係る地域生活支援事業費支給決定取消通知書(様式第11号)により通知するとともに、期限を定めて、受給者証の返還を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給決定の取消しを行った場合において、当該支給決定の取消しに係る部分に関し、既に地域生活支援事業費が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第4章、第5章 (略)

第5章の2 地域活動支援センター事業

(地域活動支援センター事業に係るサービスの利用の申請)

第26条の3 別表第1に規定する地域活動支援センター事業に係るサービスを利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、第5条の申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(地域活動支援センター事業に係るサービスの利用の決定等)

第26条の4 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、第6条第1項の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により地域活動支援センター事業に係るサービスの利用を可とする旨の決定(以下この章において「利用決定」という。)を行うときは、月を単位として12月を超えない期間において利用できる当該サービスの量(以下この章において「サービス量」という。)を定めるものとする。

3 市長は、利用決定を行ったときは、当該利用決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下この章において「利用決定障害者等」という。)に対し、サービス量を記載した第6条第3項の受給者証を交付するものとする。

(準用)

第26条の5 第9条から第12条の2まで(同条第3項を除く。)及び様式第7号から様式第11号までの規定は、地域活動支援センター事業に係るサービス量の変更、申請内容の変更、第6条第3項の受給者証の再交付、利用決定の取消し及び同項の受給者証の返還について準用する。

第5章の3～第8章 (略)

附 則 (略)

別表第 1（第 3 条関係）

地域生活支援事業の種類	内容
	(略)
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて障害者等に対し行う社会に適応するための訓練等に関する事。
	(略)

別表第 2（第 4 条関係）

地域生活支援事業の種類	対象者
	(略)
地域活動支援センター事業	障害者等
	(略)

別表第 3（第 7 条関係）～別表第 5（第 13 条関係）（略）

令和3年度 第3回 基幹相談支援センター運営協議会 次第

1 日時：令和4年1月17日(月)13時30分から15時30分まで(予定)

2 場所：市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1・2集会室

3 議題

	資料	ページ
(1) 市が考える具体案についての検討	① 前回の概要	3
	② その他の意見	6
	③ 市が考える具体案	8
	④ 今回のポイント	9
	⑤ 市の見解の整理	10
	⑥ 資料(1) 昔のメンサポの契約者数など	14
	⑦ 資料(2) えくる大洲・行徳の相談件数	15
	⑧ 資料(3) 高齢者サポートセンター相談受付状況	16

基幹相談支援センター運営協議会 構成メンバー名簿

(R3.6.1～)

	氏名		所属	分類
1	朝比奈 ミカ	あさひな みか	社会福祉法人一路会 (中核地域生活支援センターがじゅまる)	相談支援事業者
2	新福 義博	しんぷく よしひろ	特定非営利活動法人寺子屋ミニデイサービスの会 (放課後デイサービス寺子屋)	相談支援事業者
3	岩崎 淳	いわさき じゅん	社会福祉法人一路会 (グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者
4	西村 拓士	にしむら たくじ	特定非営利活動法人いちされん (障害者就業・生活支援センターいちされん)	就労支援関係者
5	木下 静男	きのした しずお	市川市障害者団体連絡会 (市川市オストメイトの会)	障がい者団体
6	山崎 泰介	やまざき たいすけ	社会福祉法人市川市社会福祉協議会事務局	権利擁護・地域福祉 関係者
7	徳江 美由起	とくえ みゆき	社会福祉法人春濤会 (こども発達支援センターやわた)	障がい児支援関係者
8	都筑 恵美子	つづき えみこ	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)	精神保健福祉関係者
9	高木 憲司	たかき けんじ	和洋女子大学家政学部家政福祉学科	学識経験者

基幹相談支援センターえる

	氏名		所属	
1	長坂 昌宗	ながさか よしもと	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえる)	
2	松尾 明子	まつお あきこ	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえる)	
3	芦田 真伍	あしだ しんご	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえる)	

市川市福祉部障がい者支援課

	氏名		所属	
1	沓澤 静	くつざわ しずか	市川市福祉部障がい者支援課	
2	夏見 昌吾	なつみ しょうご	市川市福祉部障がい者支援課	
3	牧野 舞	まきの まい	市川市福祉部障がい者支援課	

1 日時

令和3年10月28日(木)10:00～12:00

2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室

3 参加者

朝比奈委員、新福委員、岩崎委員、西村委員、木下委員、山崎委員、徳江委員、都筑委員

(欠席：高木委員)

基幹相談支援センターへくる 長坂氏、芦田氏

南八幡メンタルサポートセンター 坂本氏

市川市障がい者支援課 沓澤、野村、夏見、牧野

市川市発達支援課 守屋

4 概要

※ 8月24日の今年度第1回基幹相談支援センター運営協議会にて、「南八幡メンタルサポートセンターが民営化されたことで精神障がいの方の日常的な不安などを受けとめる場が減ってしまい、そのしわ寄せがえくるや障がい者支援課にきているのではないか」という話題が挙がったことを受け、今回は特別に南八幡メンタルサポートセンターの坂本所長において、会議を開きました。

4-1 南八幡メンタルサポートセンターとは（坂本氏より）

(「地域活動支援センター」のことや、これまでの南八幡メンタルサポートセンターの経緯のことなどを、あまりご存じない方もいらっしゃるため、最初に簡単に坂本所長よりご説明いただきました。)

- ① 平成10年10月から市川市が国庫補助の「精神障害者地域生活支援センター」として運営。
- ② 障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わったときに、I型の「地域活動支援センター」に。
(地域生活支援センターはI型へ、福祉工場などはII型へ、小規模作業所などはIII型へと促された)
- ③ 平成29年度より、公設公営から民設民営に。(福)サンワークが設置運営。III型に変更。
- ④ III型とはいえ、利用者は多め。アウトリーチなどはなかなかできない。
- ⑤ 利用者は、精神障害者保健福祉手帳の所持者がほとんどで、そのベースに軽度の知的障がいがあったり、発達障がい、高次脳機能障がいの方も少しいる。

4-2 新たな総合相談機関の構想について（市より）

- ① 令和4年度予算がとれれば、新たな障害者総合相談機関を置きたいと考え、いま検討を進めている。

- ② 近隣市（松戸、浦安、船橋、鎌ヶ谷）をみても、特定相談支援事業以外の障がい者向け相談機関が基幹 1 つのみなのは市川市だけだった。かけている予算も市川市は他市より少なかった。
- ③ 予算がとれる場合、来年には市長選挙がある関係で、令和 4 年度当初予算ではなく、令和 4 年 6 月補正予算にて計上される予定。
- ④ そのため、スタートするとしても、その先の 7 月とか 8 月とか 9 月頃になると思われる。
- ⑤ 現状、えくるの業務もいっぱいになってきており、市も難しいケースを抱え忙しい状況。
- ⑥ 全国的にも市川市だけで見ても、障がい者は増加傾向。特に精神障がい者。
- ⑦ 障害福祉サービス等につながりづらい方、つながったとしても引き続き関わり続けることになる方が一定数いるという意見があった（いわゆる「滞留ケース」）。
- ⑧ そのような中で、地域活動支援センターをもっと活用できないか、という視点でも、検討している。特に用がなくとも行けて過ごせる「居場所」として、地域活動支援センターは有効である。

4-3 出された主な意見（敬称略）

- ① 現在の基幹相談支援センターのかたちを議論していた当時、「3 箇所必要」という構想があった。（山崎）
- ② アウトリーチ型とか、常にある「場」というかたちがあるのは、心強いと思う。（都筑）
- ③ 行けば誰がいる場所、憩いの場所というのは重要だと思う。そんな中で、通っているうちに、「いつまでもここにいていいだろうか」と、就労に向けた意欲がだんだん沸いてくる方も多かった。（坂本）
- ④ まずどこに相談するのが市民に分かりやすいようにしたい。えくるがアウトリーチで拾った後に「場」につなげるかたちもあると思う。（芦田）
- ⑤ 高齢者分野とか、他の分野における地区割も意識しないと、「うちのお父さんはあっちに相談、私はこっちに相談」というふうに、ばらばらになってしまう。（山崎）
- ⑥ 集まる場はすごく大事だとは思いますが、市民に対する宣伝の仕方が、イメージが沸かない。（西村）
- ⑦ インテークはえくと新相談機関とで一緒にとるのかなと思う。（朝比奈）
- ⑧ 市北部には相談機関がない。（徳江）
- ⑨ 浦安市の場合は、基幹相談支援センターやその他の相談機関で、障がい種別で分けての対応をする整理にはなっているが、結局は本人が自由に相談先を選んでいる。（朝比奈）

- ⑩ お母さんとか親御さん自身が困難を抱えているご家庭が増えている印象がある。(新福)
- ⑪ サービスを受けられるだけ受けたいという親御さんも増えていて、お子さんが土日にも振り回されていたりする。(徳江)
- ⑫ 親御さん自身に課題があるというご家庭は多い。相談を持ちかけること自体難しいという方もいる。(守屋)
- ⑬ もっと地域活動支援センターのことを知りたいなと思った。(岩崎)
- ⑭ 20 時までとかでもよいので、夜型の地域活動支援センターがほしいとずっと思っている。夜中や休日に不安を覚える方や、働いていて日中の時間がない方向けに。(朝比奈)
- ⑮ 「場」としてチャレンジドミュージカルのような活動もある。(朝比奈)
- ⑯ 少し話は広がるが、「市川市障がい者就労支援センターアクセス」も今後全体の中でどういう機能を持つていくのかも、検討する時期にきていると思う。(朝比奈)

4-4 当日欠席された高木委員からの意見（後日メールをいただきました）

- ① 基幹相談支援センターも“委託の相談支援事業所”も、障害者相談支援事業（いわゆる「よろず相談」）を行う点では同じ。基幹相談支援センターは、これにプラスして「地域づくり」を行うことが求められている。と理解している。
- ② 基本相談を「よろず相談」と思い込み、一所懸命やっていて疲弊する相談員もいるようなので、市としても、基幹相談支援センターとの連携を、事例で分かりやすく情報提供した方が良いのかなと思った。
- ③ 地活（居場所）＋基幹（相談）は理想形だと思う。
 基幹は、障がい種別に関わらず「総合相談」「専門的相談」ができることが委託の条件になると思う。「うちには〇〇障がい専門だから」という基幹は大体失敗している気がする。
 「あっちではやってくれたのに、こっちではやってくれない」ということなるべく起こらないようにすることがベターだと思う。
 その上で独自色があっても良いかと思うが。
- ④ 基幹が 2 つでも、地域別にしない、障がい別にしないという案には賛成だが、社会資源の地域的な偏在につながるかという懸念もある。
 相談については、電話や IT、訪問という手法が多いと思うので、それほど立地は関係ない気もするが、居場所機能は立地が必要となるので、そちらは気になる。
- ⑤ 50 万人の人口を抱える市川市で、基幹相談支援センターが 1 法人（2 箇所）なので手一杯になっていると思うので、まずは、ベースのよろず相談の部分は広げていく必要があると思う。

その他の意見

1 生活支援部会より（2021年11月9日）

（※他の議題が多く時間が短かったため、意見1件のみ）

- ① いま基幹相談支援センター運営協議会でどんな議論がされているのか、知りたい。みんなで作ってきたえくるだから。

2 相談支援部会より（2021年11月11日）

- ① 地域包括支援センターのように、担当を地区で分けたらどうかという意見もある。
また、病院でも強みの分野、弱みの分野があるように、一定の分野に強い機関ができて良いのでは、という意見もある。
- ② 人材という点で言うと、出向というかたちをとるにしても、各事業所がエース級の良い人材を投入できるかどうかである。1箇所が出し惜しみをすると、他もそうなる。
- ③ ろう者は、高齢化してくると、コミュニケーション環境から孤立しがちの傾向があり、重複障がいや有する聴覚障がい者となると、さらに深刻になってくる。いずれにしても、「たまり場」があると対外的に見ても知られている、といった、分かりやすさというのは大切だと思う。
- ④ 市民の目線で分かりやすいかたちが大事だと思う。事業所で仕事をしていても、分かりやすいかたちが望ましい。
えくるを強化するかたちがイメージとしてある。いま指定特定相談支援事業所にいる相談支援専門員が新しい相談機関の担い手になるというのは難しいのではないかと危惧するところ。
例えば、市で、相談支援専門員のOBやPSWを持っている方を嘱託の相談員として募集して担い手を増やすのはどうかと思った。
- ⑤ 「たまり場」があると、そこで一度スクリーニングできる。精神障がいに特化したたまり場というのもいいと思う。
市川市全体としてやっていこうというかたちがとれるといいと思う。
- ⑥ 指定特定相談支援事業所は、新規ケースをすぐに受け持たず、今すぐ動けないことがあるので、“委託の相談支援事業所”を置いて、最初の走り出しの部分だけでもやってくれると、と思う。
ただ、他市を見ていると、“委託の相談支援事業所”もだんだんと忙しくなり、大変になっている。
- ⑦ 指定特定相談支援事業所の数がここ数年で横ばいなのも、新規ケースがとれない理由ではと思った。
色々なところを整備していかないと感じた。
- ⑧ 利用者の立場として、新しい提案は良いと思った。色々なものが形骸化していくことが多いと思う中、えくるは定着したのだと思う。色々なものを作るよりも、えくる強化か、市北部に1つというのが分かりやすいと思った。
- ⑨ 精神障がいの方の電話を受けると、30分とか1時間、なかなか切れない。

人材という話も難しく、新卒だとつぶれてしまうだろう。地域の中で力を出し合う仕組みができるといいのでは。

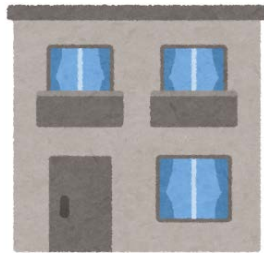
- ⑩ 協力できるところは協力したいが、なかなか難しいかもしれないと思う。
- ⑪ 基幹型支援センターへくるの時代から、他法人から協力してもらっていた。地域に育ててもらった感がある。機関が分散するよりは、1つのセンターに複数職員がいた方が支援力は高まるのではないかと思う。
- ⑫ 「たまり場」という点で、地域ごとでやり方は異なるが、「対面」は重要。他市の状況はどうか。是非連携していただきたい。
- ⑬ 障がい児を多く担当しているが、保護者がよく考えていて、相談支援が不要なのではと思うこともある。重要性の高い家庭を優先して支援している。
- ⑭ 新相談機関がずっと伴走し続けられるのかも懸念。地域の当事者に任せていく視点、ピアの方をどう考えるか。「こうすると自分が忙しくならないんじゃないか」という視点でも提案してほしい。
- ⑮ 振り返ってみると、基幹型支援センター時代がフェーズ1で、大洲と行徳の2箇所になったのがフェーズ2で、今回の話は新しいフェーズに入ったのかなと感じる。是非皆さんから知恵をいただいて、いいものができたらと思っている。
- ⑯ 鎌ヶ谷市、習志野市の状況は知っているが、習志野市は“委託の相談支援事業所”が身体、知的、精神と障がい別に3つあり、その他に、つい最近、基幹相談支援センターを作って、そこではケースを持たない、地域づくりだけをやるということをやっている。
鎌ヶ谷市は、“委託の相談支援事業所”が1つあるが、多忙であると聞いている。
- ⑰ やはり、市民に分かりやすくシンプルがいいと思う。

3 こども部会より（2021年12月17日）

- ① 市内の「総合相談」及び「計画相談」の体制整備の課題があるのだと思う。
「える」は、児童期の初期と早期の相談の場としては利用しにくいところがあると感じる。児童期の初期相談には、医療と保健分野との関わりが必須となる。その後は、発達や親・家族支援の視点が必要になり、現行の「える的」な機関では対応も難しいと思われる。
しかし、不登校や行動障がい、多問題家族等のようなケースでは、児童期の総合相談の果たす役割が小さくないと思われる。
児童期の計画相談においては、児童期の特性を踏まえた基本相談機能が求められ、これをし得る専門性を有する体制の整備が望まれる。児童発達支援センターが果たすべき役割も大きいのではないか。
「える」には、地域の人材育成や地域課題の掘起しと解決、施策提言等も行ってほしい。
障がい児だけを見ても、重心と医ケア児、中軽度障がい児の増加傾向が明らかで、早期の育児支援としての介入が期待される。そのため、医療、保健、保育、教育、福祉を包括した「こども総合相談」が有益。補足として、がじゅまるとの関係整理も必要か。それにより多少は運営の効率化を図れるように思う。
設置場所については、利便性を考えるのであれば、市内に散在させると良いのではないか。

<市が考える具体案>

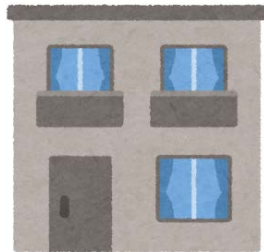
基幹相談支援センターえくる大洲ステーション



相談員4.5名
事務員1名

(特非)ほっとハート

基幹相談支援センターえくる行徳ステーション

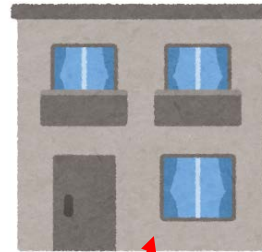


相談員2名

(特非)ほっとハート



地域活動支援センター (精神障がい者向け)



基幹相談支援センターえくる〇〇ステーションを併設

相談⇄通所(⇒サービス等⇒…)
のシームレスなつながりをねらう。

市川市の
基幹相談支援センター
「えくる」として
一体となって
業務を行う。

<市民目線>
「どこに相談しても
同じなんだな」感

- 基本的に全ステーションでやることは同じ。虐待センターも担う(携帯電話持ち回り)。
- 原則、ケース情報は全ステーションで共有。
共有されることを希望しない場合だけ申し出てもらおう。
- 週1回のえくる会議(毎(水)AM)で相談して各ステーションの相談員に担当振分け。
- ステーション間に上下関係なし(だが歴史的に見て大洲が中央的になると思われる)。

※ 市北部への設置は？

現段階では困難(場所がない。大柏出張所にもスペースなし)。
基幹相談支援センターは電話と訪問がメイン。
「市民の来訪を待つ場所」ではなく
「職員の活動の拠点」と考える方が効率的。

※ 他法人からの出向は？

人材育成のためならよいかもしれないが、
運営体制の維持のための出向システムは不適。

今回のポイント

市が考える具体案に対して、ご意見を伺いたい。

市が考える具体案の要素を分解して論点を整理すると、次のとおり。

- 論点 1 “委託の相談支援事業所”ではなく基幹相談支援センターとするのは妥当かどうか
(ポイント：市民から見た分かりやすさ、担当する職員の負担感)
- 論点 2 基幹相談支援センターとする場合、“3つ目のステーション”案は妥当かどうか
(ポイント：市民から見た分かりやすさ、市や事業者から見た分かりやすさ)
- 論点 3 地域活動支援センターと併設するのは妥当かどうか
(ポイント：滞留ケースへの対応)
- 論点 4 新しいステーションを精神障がい者への支援に重点を置いて整備することは妥当かどうか
(ポイント：えるの対応ケースの内訳)
- 論点 5 新しいステーションを市北部に設置するか
(ポイント：地域的なバランス、相談手段の傾向、限られた人材の有効活用)
- 論点 6 出向を前提とした体制（受託者は1法人のままで出向により職員数を維持する方式）は可能か
(ポイント：出向とは何か)

市の見解の整理

1 障害者総合相談機関を増やそうとする目的は？

[市の見解]

- （相談機関、サービス事業所など、全てつながって関係し合っており、各所に課題があるので、これだけで全てが解決するとも言えないが、）
「えるや障がい者支援課の多忙な状況を改善し、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ること」
だと市では考えています。

(※「障害者総合相談機関」=基幹相談支援センター又は“委託の相談支援事業所”。)

2 指定特定相談支援事業所の増（そこで働く相談支援専門員の人工の増）を優先すべきか？

[市の見解]

- 報酬を元手に動く機関（特定相談支援事業を行う機関）よりも、委託料を元手に柔軟に動くことができる機関を作る方が、同じコストをかけるのならば効果が高いのでは、と考えています。
(報酬につながる・つながらないに関係なく柔軟に動くことができる機関を。)

3 基幹相談支援センターよりも“委託の相談支援事業所”を作るべきか？

[市の見解]

- ①受託した事業者（担当者）の負担感と、②市民から見た分かりやすさという点で、「基幹相談支援センター」とした方が良いと考えています。

※ 市から指定特定相談支援事業者に「障害者相談支援事業」を委託することで、報酬（計画相談支援給付費）にならない内容の相談にも十分に対応できるようになり、そのまま計画相談支援につなげていくことができる、という一定の効果は、確かにある可能性がある。

※ しかし、①→委託料の分、新たな人材を置いていただく必要があり、その方にえけると同じ業務（障害者総合相談業務）を行っていただくことになる。えるからのバックアップも届きにくいと思われ、ケース対応に苦慮するのではないかという懸念がある。

※ いくつかの他市に電話で問い合わせても、“委託の相談支援事業所”では、担当職員がだんだんとケースを抱えて忙しくなり大変である、というお話だった。

※ ②→“委託の相談支援事業所”を作ると、「市川市から障害者相談支援事業の委託を受けた相談支援事業所です」という看板を掲げた施設ができ上がることになり、市民から見て分かりにくいのでは、と懸念した。

※ 相談する側にとっても、制度を運用する側にとっても、仕組みはなるべくシンプルである方が良い。

4 新たな基幹相談支援センターを置くとしても、現えくるとどのように整理するか？

[市の見解]

- 現在、「基幹相談支援センターえくる」がある中で、「新たな基幹相談支援センターを作る」と考えると、役割分担をどうするかなどの懸念が出てきてしまうため、「大洲ステーション、行徳ステーションに続く、えくるの新たなステーションを作る」と整理する手法を考えています。
- つまり、市川市の基幹相談支援センターは全て「えくる」と言い、そのステーションが各所にあるイメージです。
- これにより、相談する側から見て、「どこに相談しても同質の相談ができる」という感じがすると思いますし、市や事業者にとっても、「市川市基幹相談支援センターえくるとして一体となって動く意識」が持てるのではないかと考えました。

- ※ このためには、利用者の情報は、常に全ステーションで共有することを基本にすべき。限られた人材で効率よく対応するため、全体として一体となって対処するため。
- ※ そのためには、市民に対しては、情報は全ステーションで共有させていただくのが前提であることを、あらかじめ周知しておくべき（共有されることを希望しない場合だけ申し出てもらう）。
- ※ その上で、全ステーションによる定例会議により、支援方法を皆で議論し、担当者を割り振る。
- ※ 障害者虐待防止センターとしての業務も分担して行うと良い。
- ※ これらの上で、各ステーションで特色を持つのは構わない。

5 新たなステーションは、どこに置くか？

[市の見解]

- 地域活動支援センターと併設して設置する案を考えています。
- これにより、訪問などによる「総合相談」から、利用者の生活リズムづくり（通所）に切れ目なくつないでいくことをねらいます。
- また、事業者にとっても、職員間で相談できる環境、スキルアップにつながりやすい環境になるのではないかと考えています。

- ※ これまでの議論にあった「サービスにつながりづらい方がいる」、「滞留ケースがいる」、「サービスに繋がらなくても依然として関わり続けることになる方がいる」という意見について
→（大雑把な整理ですが）
《相談》⇒《地活》⇒《サービス等》…というステップアップがあるとしたら、この流れをさらに円滑にすることを意識するといいいのではないかと。
- ※ 各機関が、それぞれ、自身の業務（《 》の業務）だけではなく、「⇒」も補い合うと、隙間を埋め合うことができる。
- ※ しかし、そうは言っても、自身の事業所の業務で手一杯という部分もある。基幹相談支援センターが地域活動支援センターと併設し、職員同士が連携し（又は兼務するなどし）、「⇒」にも尽力できるといいかもしれない。

6 どのような地域活動支援センターと併設するとよいか？

[市の見解]

○「全国的に見ても市川市だけで見ても精神障がい者の増加が顕著」、「市川市は身体、療育に比べると精神の手帳所持者が他市より多め」、「えくるの担当ケースの約半数は精神障がいの方」、という実態を踏まえ、まずは、精神障がいへの支援を中心に考えたかたちが良いと考えています。

※ 増員できるスペース的余裕があるかどうかも重要。

7 ステーションを市北部に置くか？

[市の見解]

○現時点では、市北部に置くことは困難です。

○設置場所よりも、「限られた人材をいかに有効に活用するか」という点からステーションを設けるべきと考えています。

※ 市でも「大洲、行徳の次は北部に」と考えたが、なにぶん、市北部には「市民の来所の利便性が良い場所」がなかなかない（大柏出張所にもスペースなし）。

※ 仮に、市北部のどこかに物件を確保して（賃料を負担して）場所を作ったとしても、おそらく、来所者はあまりいないと思われる（市川市の高齢者サポートセンターの相談受付状況参照）。

※ 障がい者であれば、なおさら、支援は、「来所相談」よりも、「電話」、「メール」、「訪問」が中心になると思われる。

※ また、どこかに場所を作れば、来所者のために常に誰かを一人置いておかなければならず、その人材がもったいない感じもする。

※ 我が国の人口減少、少子化、高齢化の上、障がい者（特に精神障がい者）が増えていき、現役世代も減少していく（支える側の人手が減り、支えられる側の人手が増える）、という今後の流れの中では、「限られた人材をいかに効率よく活用するか」、という視点が重要ではないか。

※ 人材を分散せず集めて配置することで、お互いに相談し合えて、協力もし合いながらケースに対応していけるのではないか。

※ つまり、「市民の来訪を受けること」を主眼とするのではなく、「職員の活動の拠点」とすることを主眼とした方が良いのではないか（そこに来所者があるのは構わない）。

8 「基幹を増やしてもまた忙しくなるだけ」なのかどうか？

[市の見解]

○相談機関の増設により、ケースの掘起しにもつながり、ケース数が増え、また忙しくなる、という可能性はあると思います。

○しかし、そうは言っても、増やすことの効果は必ずあると思います。

○いわゆる滞留ケースへの対処も考え、今回、地域活動支援センターと併設する方法を考えています。

9 精神障がい者への支援に重点を置くことの妥当性は？

[市の見解]

- 「5」に書いたとおり、まずは精神障がい者への支援を主眼とするのが妥当と考えています。
- 現状、基幹相談支援センターが対応するケースの半数は精神障がいの方ですから、まずは、そこに重点を置いた体制をとることになるのではないのでしょうか。

10 「人材」をどう用意するか？

[市の見解]

- 最初から十分な業務ができる職員は、まずいないため、周囲で支えて、少しずつスキルアップしていただくしかないのでは、と思います。
- 「5」では、精神障がいへの支援を中心に考えたかたちがよいのでは、と書きましたが、この「精神障がいの方」は、単なる精神障がいの方ばかりではなく、これに合わせて知的障がい、発達障がいなどの複合的要因を持つ方も多いと思います。
こういった難しいケースに対応していくスキルが必要になりますので、市や事業者などで相互に協力し合い、支援の質を向上していくしかないのでは、と思います。

11 「出向」という方式を使うかどうか？

[市の見解]

- 人材育成のために出向（受託者以外の法人から受託者の法人に職員を出向させること）行うのならば、良いかもしれませんが、基幹相談支援センターの体制の維持のために出向を使うのは不適ではないか、と思います。
- 出向である以上、出向元法人としては、いずれは戻ってくる人材なわけですから、出向職員を出している最中の自法人の人員補充は一時的なものとしなければならないでしょうし、出向先法人としても、いつまでも出向職員を活用できるわけではありません。
- また、出向元法人・出向先法人で給与の額に違いがある場合にどうするかや、出向を希望する職員が継続的にいるのかも、課題となると思います。

※「在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック」より（厚生労働省）

- 在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、出向先企業に一定期間継続して勤務することをいいます。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html)

資料(1) 市川市南八幡メンタルサポートセンターの契約者数など

※ 当時の記録が少々あいまいであるため、一部正確でない可能性があります。ご了承ください

① 相談支援事業

	相談件数 (件)					イベント 参加者 (人)
	電話相談	来所相談	訪問相談	通信相談		
平成22年度	17,485	14,435	1,530	968	552	478
平成23年度	14,249	11,328	1,490	849	582	388
平成24年度	10,832	9,002	977	726	127	249
平成25年度	9,307	7,877	658	739	33	126
平成26年度	6,841	5,539	575	683	44	243
平成27年度	7,084	5,854	516	502	212	330
平成28年度	5,154	4,250	387	271	246	282

※ 通信相談 = 手紙等

※ イベント企画 = 市内関係機関等への研修会等

② 地域活動支援センター事業

	開所日	総数	契約者数
平成22年度	296日	5,727人	
平成23年度	297日	6,439人	
平成24年度	296日	6,550人	
平成25年度	294日	6,427人	
平成26年度	296日	5,510人	60人くらい?
平成27年度	293日	4,987人	67人くらい?
平成28年度	294日	3,945人	56人くらい?

↑

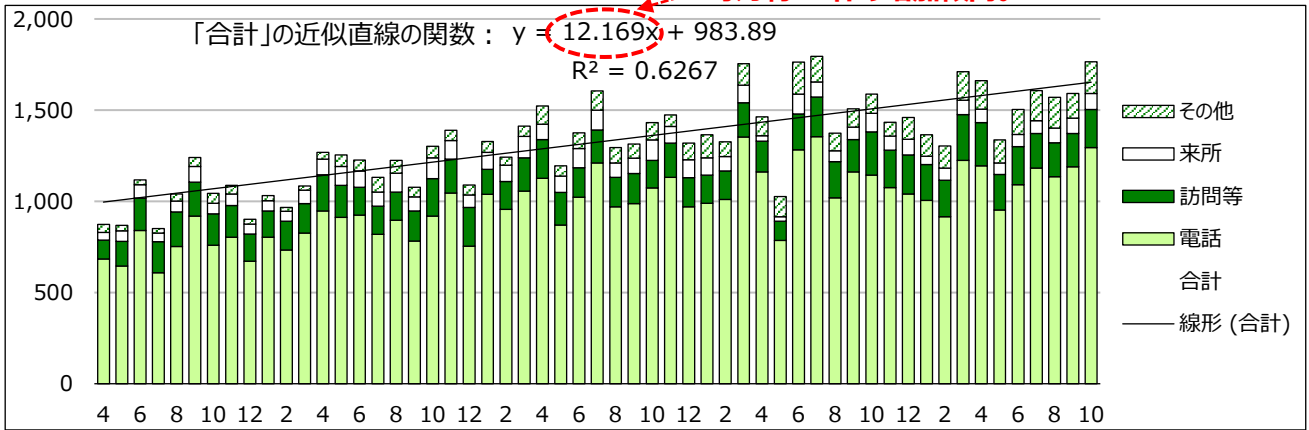
※ 契約者数は、当時の集計エクセルファイルを確認した結果のおおよその数字。各年度末時点。

※ H24年度までとH25年度以降では、集計方法を改めたので、相談件数に差が出ている。

※ H28年度は、施設の民営化に向けた準備(利用者の通所先変更手続等)を行っていた影響で、相談件数が少なめになっている。

資料(2) 基幹相談支援センターえくる大洲・行徳 延べ相談件数
 (業務委託に係る市への実績報告書類の中の「延べ相談件数」の値)

毎月約12件の増加傾向。



	年計												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
H29	873	869	1,117	851	1,040	1,240	1,043	1,087	901	1,031	966	1,085	12,103
電話	684	646	841	608	752	920	760	803	672	803	734	826	9,049
訪問等	103	135	177	171	190	185	172	174	149	145	157	162	1,920
来所	42	58	74	47	60	87	58	63	55	55	54	73	726
その他	44	30	25	25	38	48	53	47	25	28	21	24	408
H30	1,269	1,254	1,227	1,131	1,225	1,078	1,302	1,389	1,089	1,328	1,243	1,412	14,947
電話	948	913	925	820	896	782	920	1,046	754	1,039	956	1,057	11,056
訪問等	198	174	153	153	155	165	205	186	213	137	152	182	2,073
来所	85	104	88	78	103	78	114	101	68	93	90	117	1,119
その他	38	63	61	80	71	53	63	56	54	59	45	56	699
H31	1,523	1,194	1,375	1,605	1,294	1,314	1,431	1,474	1,319	1,365	1,327	1,755	16,976
電話	1,127	870	1,023	1,210	971	987	1,074	1,131	970	989	1,010	1,353	12,715
訪問等	211	179	161	182	161	165	151	189	159	155	157	188	2,058
来所	85	90	106	109	78	85	112	90	99	94	78	96	1,122
その他	100	55	85	104	84	77	94	64	91	127	82	118	1,081
R2	1,464	1,026	1,764	1,795	1,374	1,508	1,588	1,433	1,460	1,365	1,304	1,711	17,792
電話	1,161	786	1,283	1,354	1,020	1,161	1,144	1,076	1,040	1,006	915	1,225	13,171
訪問等	169	106	197	218	197	178	237	204	215	195	200	250	2,366
来所	29	24	108	83	60	68	102	78	85	46	68	80	831
その他	105	110	176	140	97	101	105	75	120	118	121	156	1,424
R3	1,662	1,337	1,503	1,607	1,571	1,591	1,765						11,036
電話	1,194	953	1,092	1,182	1,135	1,190	1,294						8,040
訪問等	238	194	208	190	186	182	209						1,407
来所	73	63	66	71	81	84	88						526
その他	157	127	137	164	169	135	174						1,063

※「訪問等」=訪問・同行。

(単位：件)

	電話	訪問等	来所	その他
H29	74.77%	15.86%	6.00%	3.37%
H30	73.97%	13.87%	7.49%	4.68%
H31	74.90%	12.12%	6.61%	6.37%
R2	74.03%	13.30%	4.67%	8.00%
R3	72.85%	12.75%	4.77%	9.63%
合計	74.16%	13.48%	5.94%	6.42%

※ 相談の約4分の3は電話。

H29～R3合計

	大洲	行徳
電話	76%	70%
訪問等	14%	12%
来所	4%	9%
その他	5%	8%

※ 行徳でも来所は約9%。

平成30年度 市川市地域包括支援センター 相談受付・支援状況（年計）

（1）相談受付方法（実数）

項目	国府台	国分	曾谷	大柏	宮久保・下貝塚	市川第一	市川第二	真間	菅野・須和田	八幡	市川東部	信篤・二俣	行徳	南行徳第一	南行徳第二	計	センター平均	
電話	平日業務時間内	917	1,364	735	2,434	477	1,717	2,539	741	2,884	3,974	3,500	1,127	2,256	2,424	2,511	29,600	1,973
	平日時間外	14	64	28	59	16	76	75	41	73	283	77	14	6	89	117	1,032	69
	土・日・祝日	21	43	9	14	36	36	54	27	49	80	58	10	17	13	27	494	33
	圏域外	32	20	11	23	20	53	1	27	5	105	5	5	9	7	57	380	25
	匿名・その他	3	27	2	37	17	5	0	3	2	7	4	4	0	4	80	195	13
	合計	987	1,518	785	2,567	566	1,887	2,669	839	3,013	4,449	3,644	1,160	2,288	2,537	2,792	31,701	2,113
文書	平日業務時間内	19	49	13	161	1	8	39	12	23	57	36	7	20	34	5	484	32
	平日時間外	0	2	0	3	0	1	0	0	4	14	1	0	0	2	0	27	2
	土・日・祝日	0	1	0	1	0	0	0	0	2	2	4	0	2	2	0	14	1
	圏域外	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	6	0
	匿名・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	19	52	15	165	1	9	39	12	29	77	41	7	22	38	5	531	35
来所	平日業務時間内	107	266	358	857	106	489	583	172	341	730	398	100	327	246	239	5,319	355
	平日時間外	0	3	3	5	1	3	4	6	8	5	0	0	2	4	11	55	4
	土・日・祝日	1	0	4	3	4	3	8	3	9	1	2	3	13	1	0	55	4
	圏域外	5	7	5	63	8	491	3	44	2	58	0	3	0	1	4	694	46
	匿名・その他	2	4	2	37	3	13	0	1	0	3	0	1	0	0	5	71	5
	合計	115	280	372	965	122	999	598	226	360	797	400	107	342	252	259	6,194	413
訪問	平日業務時間内	542	984	343	938	441	660	1,013	324	601	745	1,092	296	1,258	662	680	10,579	705
	平日時間外	2	8	3	12	1	44	19	9	5	29	7	3	2	9	15	168	11
	土・日・祝日	4	0	0	1	20	8	17	7	8	3	7	5	13	4	3	100	7
	圏域外	8	1	0	0	1	4	0	3	0	0	0	1	0	0	5	23	2
	匿名・その他	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	52	56	4
	合計	556	995	346	951	464	716	1,049	343	614	777	1,106	306	1,273	675	755	10,926	728
その他	平日業務時間内	94	132	26	107	43	67	120	46	101	434	188	43	142	127	19	1,689	113
	平日時間外	1	2	0	0	0	5	3	6	2	32	0	0	0	3	0	54	4
	土・日・祝日	1	0	0	1	3	1	4	4	2	5	2	0	1	1	1	26	2
	圏域外	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0
	匿名・その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0
	合計	97	134	27	108	46	73	127	56	105	475	190	43	143	131	20	1,775	118
合計	平日業務時間内	1,679	2,795	1,475	4,497	1,068	2,941	4,294	1,295	3,950	5,940	5,214	1,573	4,003	3,493	3,454	47,671	3,178
	平日時間外	17	79	34	79	18	129	101	62	92	363	85	17	10	107	143	1,336	89
	土・日・祝日	27	44	13	20	63	48	83	41	70	91	73	18	46	21	31	689	46
	圏域外	45	28	19	86	29	548	4	74	7	169	5	9	9	8	66	1,106	74
	匿名・その他	6	33	4	74	21	18	0	4	2	12	4	6	0	4	137	325	22
	合計	1,774	2,979	1,545	4,756	1,199	3,684	4,482	1,476	4,121	6,575	5,381	1,623	4,068	3,633	3,831	51,127	3,408
構成	電話	55.6%	51.0%	50.8%	54.0%	47.2%	51.2%	59.5%	56.8%	73.1%	67.7%	67.7%	71.5%	56.2%	69.8%	72.9%	62.0%	
	文書	1.1%	1.7%	1.0%	3.5%	0.1%	0.2%	0.9%	0.8%	0.7%	1.2%	0.8%	0.4%	0.5%	1.0%	0.1%	1.0%	
	来所	6.5%	9.4%	24.1%	20.3%	10.2%	27.1%	13.3%	15.3%	8.7%	12.1%	7.4%	6.6%	8.4%	6.9%	6.8%	12.1%	
	訪問	31.3%	33.4%	22.4%	20.0%	38.7%	19.4%	23.4%	23.2%	14.9%	11.8%	20.6%	18.9%	31.3%	18.6%	19.7%	21.4%	
	その他	5.5%	4.5%	1.7%	2.3%	3.8%	2.0%	2.8%	3.8%	2.5%	7.2%	3.5%	2.6%	3.5%	3.6%	0.5%	3.5%	

令和元年度 市川市地域包括支援センター 相談受付・支援状況（年計）

（１）相談受付方法（実数）

項目	国府台	国分	曽谷	大柏	宮久保・下貝塚	市川第一	市川第二	真間	菅野・須和田	八幡	市川東部	信篤・二俣	行徳	南行徳第一	南行徳第二	計	センター平均	
電話	平日業務時間内	726	1,159	909	2,455	468	2,111	3,278	889	2,593	4,205	3,057	1,179	2,578	3,146	1,836	30,589	2,039
	平日時間外	17	88	25	72	10	82	91	58	57	244	35	2	14	187	109	1,091	73
	土・日・祝日	8	45	11	28	17	40	72	18	28	55	75	17	9	31	12	466	31
	圏域外	3	23	5	13	26	11	6	25	24	114	22	9	29	14	9	333	22
	匿名・その他	12	30	2	17	16	7	0	6	2	84	8	12	12	10	3	221	15
	合計	766	1,345	952	2,585	537	2,251	3,447	996	2,704	4,702	3,197	1,219	2,642	3,388	1,969	32,700	2,180
文書	平日業務時間内	15	23	4	97	0	15	40	10	34	49	30	8	24	48	8	405	27
	平日時間外	0	2	0	0	0	2	0	0	0	13	0	0	2	6	0	25	2
	土・日・祝日	0	0	0	0	0	1	2	2	2	1	3	0	2	2	0	15	1
	圏域外	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0
	匿名・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0
	合計	17	25	4	97	0	18	42	12	36	65	34	8	28	56	8	450	30
来所	平日業務時間内	84	285	319	904	118	584	691	208	287	747	397	81	306	241	140	5,392	359
	平日時間外	1	5	2	7	0	2	11	10	5	19	2	0	3	4	4	75	5
	土・日・祝日	0	1	2	5	6	1	7	1	3	1	1	1	13	0	0	42	3
	圏域外	9	8	3	59	8	368	8	17	6	32	8	1	0	2	6	535	36
	匿名・その他	0	6	0	18	6	51	0	6	1	33	1	1	0	0	1	124	8
	合計	94	305	326	993	138	1,006	717	242	302	832	409	84	322	247	151	6,168	411
訪問	平日業務時間内	417	1,005	411	1,017	302	865	1,148	335	509	746	810	344	1,235	680	499	10,323	688
	平日時間外	2	12	8	10	1	22	19	6	6	15	4	0	6	20	9	140	9
	土・日・祝日	5	5	5	4	16	6	21	7	4	2	2	7	10	10	3	107	7
	圏域外	0	4	0	0	2	1	0	7	0	0	21	0	1	0	2	38	3
	匿名・その他	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	合計	424	1,027	424	1,031	323	894	1,188	355	519	763	837	351	1,252	710	513	10,611	707
その他	平日業務時間内	73	114	19	98	3	76	156	43	100	538	110	51	200	121	50	1,752	117
	平日時間外	0	1	0	2	0	0	7	2	8	23	3	0	0	7	4	57	4
	土・日・祝日	2	0	0	2	0	2	2	1	3	3	6	0	2	0	0	23	2
	圏域外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	3	0	0	0	0	18	1
	匿名・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0
	合計	75	115	19	102	3	78	165	46	111	583	122	51	202	128	54	1,854	124
合計	平日業務時間内	1,315	2,586	1,662	4,571	891	3,651	5,313	1,485	3,523	6,285	4,404	1,663	4,343	4,236	2,533	48,461	3,231
	平日時間外	20	108	35	91	11	108	128	76	76	314	44	2	25	224	126	1,388	93
	土・日・祝日	15	51	18	39	39	50	104	29	40	62	87	25	36	43	15	653	44
	圏域外	14	35	8	72	36	380	14	49	30	161	55	10	30	16	17	927	62
	匿名・その他	12	37	2	35	24	58	0	12	3	123	9	13	12	10	4	354	24
	合計	1,376	2,817	1,725	4,808	1,001	4,247	5,559	1,651	3,672	6,945	4,599	1,713	4,446	4,529	2,695	51,783	3,452
構成	電話	55.7%	47.7%	55.2%	53.8%	53.6%	53.0%	62.0%	60.3%	73.6%	67.7%	69.5%	71.2%	59.4%	74.8%	73.1%	63.1%	
	文書	1.2%	0.9%	0.2%	2.0%	0.0%	0.4%	0.8%	0.7%	1.0%	0.9%	0.7%	0.5%	0.6%	1.2%	0.3%	0.9%	
	来所	6.8%	10.8%	18.9%	20.7%	13.8%	23.7%	12.9%	14.7%	8.2%	12.0%	8.9%	4.9%	7.2%	5.5%	5.6%	11.9%	
	訪問	30.8%	36.5%	24.6%	21.4%	32.3%	21.1%	21.4%	21.5%	14.1%	11.0%	18.2%	20.5%	28.2%	15.7%	19.0%	20.5%	
	その他	5.5%	4.1%	1.1%	2.1%	0.3%	1.8%	3.0%	2.8%	3.0%	8.4%	2.7%	3.0%	4.5%	2.8%	2.0%	3.6%	

令和2年度 市川市地域包括支援センター 相談受付・支援状況（年計）

（1）相談受付方法（実数）

項目	国府台	国分	曾谷	大柏	宮久保・下貝塚	市川第一	市川第二	真間	菅野・須和田	八幡	市川東部	信篤・二俣	行徳	南行徳第一	南行徳第二	計	センター平均	
電話	平日業務時間内	1,029	1,371	1,364	2,943	778	2,999	3,520	1,065	1,813	3,725	4,252	1,875	3,222	3,944	2,835	36,735	2,449
	平日時間外	14	80	32	38	11	72	56	61	46	115	47	45	14	141	91	863	58
	土・日・祝日	14	63	17	27	21	29	38	24	32	51	54	29	14	38	25	476	32
	圏域外	8	23	6	12	16	35	23	8	7	94	51	12	23	8	25	351	23
	匿名・その他	12	26	0	19	21	16	3	5	4	63	16	14	10	9	5	223	15
	合計	1,077	1,563	1,419	3,039	847	3,151	3,640	1,163	1,902	4,048	4,420	1,975	3,283	4,140	2,981	38,648	2,577
文書	平日業務時間内	32	60	8	113	0	12	48	13	9	48	77	25	54	47	6	552	37
	平日時間外	0	4	0	0	0	1	2	2	1	2	1	1	1	3	0	18	1
	土・日・祝日	1	1	0	0	0	1	0	0	1	1	4	1	2	4	0	16	1
	圏域外	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
	匿名・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0
	合計	33	66	8	113	0	14	50	15	11	55	82	27	57	54	6	591	39
来所	平日業務時間内	84	234	342	729	130	518	730	179	276	572	379	64	234	199	126	4,796	320
	平日時間外	0	2	6	5	0	6	12	6	3	5	1	4	0	4	3	57	4
	土・日・祝日	1	0	1	4	7	2	2	0	1	0	2	1	3	0	0	24	2
	圏域外	4	13	0	27	6	257	13	17	2	38	4	1	0	4	3	389	26
	匿名・その他	0	2	1	16	0	33	0	8	1	21	1	0	0	0	0	83	6
	合計	89	251	350	781	143	816	757	210	283	636	387	70	237	207	132	5,349	357
訪問	平日業務時間内	382	875	452	676	277	1,045	845	402	506	585	910	344	1,434	606	693	10,032	669
	平日時間外	2	11	5	8	3	15	4	10	7	12	9	4	3	2	13	108	7
	土・日・祝日	5	6	3	2	18	4	3	5	3	4	7	4	2	1	3	70	5
	圏域外	0	2	0	0	4	2	0	0	1	2	2	0	0	0	1	14	1
	匿名・その他	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1
	合計	389	894	460	686	304	1,072	852	417	517	603	928	352	1,439	609	710	10,232	682
その他	平日業務時間内	98	60	13	37	3	113	80	46	36	263	165	42	185	113	64	1,318	88
	平日時間外	1	5	2	1	0	2	2	3	0	14	1	1	0	1	5	38	3
	土・日・祝日	0	0	1	1	0	2	3	0	1	3	1	0	2	0	0	14	1
	圏域外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	匿名・その他	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	6	0
	合計	99	65	16	39	3	117	89	49	37	282	167	43	187	115	69	1,377	92
合計	平日業務時間内	1,625	2,600	2,179	4,498	1,188	4,687	5,223	1,705	2,640	5,193	5,783	2,350	5,129	4,909	3,724	53,433	3,562
	平日時間外	17	102	45	52	14	96	76	82	57	148	59	55	18	151	112	1,084	72
	土・日・祝日	21	70	22	34	46	38	46	29	38	59	68	35	23	43	28	600	40
	圏域外	12	39	6	39	26	294	36	25	10	136	57	13	23	12	29	757	50
	匿名・その他	12	28	1	35	23	55	7	13	5	88	17	14	10	10	5	323	22
	合計	1,687	2,839	2,253	4,658	1,297	5,170	5,388	1,854	2,750	5,624	5,984	2,467	5,203	5,125	3,898	56,197	3,746
構成	電話	63.8%	55.1%	63.0%	65.2%	65.3%	60.9%	67.6%	62.7%	69.2%	72.0%	73.9%	80.1%	63.1%	80.8%	76.5%	68.8%	
	文書	2.0%	2.3%	0.4%	2.4%	0.0%	0.3%	0.9%	0.8%	0.4%	1.0%	1.4%	1.1%	1.1%	1.1%	0.2%	1.1%	
	来所	5.3%	8.8%	15.5%	16.8%	11.0%	15.8%	14.0%	11.3%	10.3%	11.3%	6.5%	2.8%	4.6%	4.0%	3.4%	9.5%	
	訪問	23.1%	31.5%	20.4%	14.7%	23.4%	20.7%	15.8%	22.5%	18.8%	10.7%	15.5%	14.3%	27.7%	11.9%	18.2%	18.2%	
	その他	5.9%	2.3%	0.7%	0.8%	0.2%	2.3%	1.7%	2.6%	1.3%	5.0%	2.8%	1.7%	3.6%	2.2%	1.8%	2.5%	